

# 鹿屋市人権教育・啓発基本計画



平成 24 年 3 月  
鹿屋市

## 「人権を尊重する平和な社会の実現に向けて」

本市は、平成 18 年（2006 年）1 月 1 日に鹿屋市・吾平町・輝北町・串良町の 1 市 3 町が合併し、人口約 10 万 6 千人の鹿屋市として誕生しました。

合併後に策定した鹿屋市総合計画では、まちづくりの基本理念として“ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市かのや」”を掲げ、各施策や事業の着実な実施に努めています。人権施策に関しては、まちづくりの基本目標において、「創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり」として「人権を尊重する平和な社会の実現」を目指し、「人権教育と啓発の推進」を図ることを定めています。

21 世紀は人権の世紀といわれています。人権とは、「人が人らしく幸せに生きていくための権利」です。誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。多くの人は、「人権」が「とても大切なことである」ことを理解していますが、一方で「難しい」とか「堅苦しい」とか、あるいは「自分には関係ない」という印象を抱く人も少なくありません。

しかし、同和問題や女性に対する暴力、高齢者や子どもに対する虐待などの様々な人権問題が、家庭、地域、学校、職場など、私たちの身近なところに存在しています。

人権を尊重する平和な社会づくりの第一歩は、人権問題が身近な問題であることを市民の一人ひとりに知って頂くことです。そして、多くの市民が、すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されていることを理解し、個の違いを豊かさとして認め合い、人権を尊重しようとする姿勢を持つことが大切です。

今回、多くの市民に人権の大切さをご理解頂けるよう、これからの人権教育・啓発施策の指針となる「鹿屋市人権教育・啓発基本計画」を市民の皆様の意見を頂きながら策定しました。今後は、この計画に基づき、市をあげて人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してまいります。そして、市民一人ひとりが身近なところから人権について考え、地域社会のあらゆる場を通じて積極的に行動し、鹿屋市がすべての人の人権が尊重される住みよいまちとなることを心から祈念します。

平成 24 年 3 月  
鹿屋市長 嶋田芳博



## 目 次

第1章	はじめに	4
1	計画策定の趣旨	4
2	基本計画の性格	7
第2章	基本計画策定の背景	8
1	国際的な動向	8
2	国・県の動向	10
3	本市の状況	13
第3章	基本理念及び目標	14
1	基本理念	14
2	目標	15
第4章	人権教育・啓発の推進方策	18
1	人権教育	18
(1)	人権教育の意義・目的	18
(2)	学校教育	18
(3)	社会教育	21
2	人権啓発	25
(1)	人権啓発の意義・目的と現状	25
(2)	人権啓発の施策の基本方向	26
3	分野別施策の推進	28
(1)	女性	28
(2)	子ども	32
(3)	高齢者	34
(4)	障害者	37
(5)	同和問題	41
(6)	外国人	43
(7)	H I V感染者等	45
(8)	ハンセン病問題	47
(9)	犯罪被害者	49
(10)	インターネット等による人権侵害	50
(11)	北朝鮮当局による拉致問題等	51
(12)	アイヌの人々	53
(13)	刑を終えて出所した人	54
(14)	ホームレス	54
(15)	性的指向性と性同一性障害	55
(16)	人身取引（トラフィッキング）	56
(17)	風評被害	57
4	特定職業従事者に対する研修等	58
(1)	市職員及び消防職員	58
(2)	教職員・社会教育関係職員	58
(3)	人権に関するその他の職業従事者	59

5 総合的かつ効果的な推進 .....	60
(1) 実施主体の強化と連携の促進 .....	60
(2) 人材の育成及び資料等の整備 .....	61
(3) 相談体制の充実 .....	61
(4) 本市の政策目標との連携 .....	62
第5章 基本計画の推進 .....	63
参 考 .....	64

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸政策が推進されています。

しかし、依然として私たちの身の回りには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V<sup>1</sup>感染者やハンセン病<sup>2</sup>問題等に関する様々な人権問題が存在しています。例えば、女性に対する職場における採用や待遇面での差別、セクシュアル・ハラスメント<sup>3</sup>、ドメスティック・バイオレンス<sup>4</sup>、学校におけるいじめや家庭における子どもへの虐待、障害者に対する差別や偏見の問題などです。

また、近年、犯罪被害者やその家族の人権に対する社会的関心も大きな高まりを見せており、刑事手続き等における犯罪被害者への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシーの侵害、名誉毀損、過剰な取材による平穏な私生活への侵害等の問題も生じています。この他、インターネット上における差別的情報の掲示等による人権問題も新しい問題として挙げられます。

平成23年（2011年）3月に法務省が発表した「平成22年中の全国の人権侵犯事件<sup>5</sup>の状況」によると、新規救済手続き開始件数は21,696件で前年から478件増加しています。

### ◆平成22年全国（鹿児島県）の人権侵犯事件の新規救済手続き開始件数

		件数	うち公務員・教育職員等によるもの	うち私人間
平成22年		21,696 (550) 件	4,739 (100) 件	16,957 (450) 件
	前年	21,218 (528) 件	3,512 (71) 件	17,706 (457) 件
主な内訳	暴行・虐待事案	4,788 件	このうち、社会的弱者といわれる女性、児童、高齢者、障害者を被害者とする事件の割合が87.2% (4,177件) を占める。	
	住居・生活の安全関係事案	3,889 件	このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が47.0% (1,826件) と約半数を占める。	
	強制・強要事案	3,564 件	家庭内における強制・強要やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含む。	
	プライバシー関係事案	1,752 件	このうち、インターネット等によるものの事件の割合が40.2% (705件) を占める。	

※ 資料 平成23年3月法務省「平成22年中の「人権侵犯事件」の状況について」。カッコ内は鹿児島地方法務局管内。

<sup>1</sup> H I V (Human Immunodeficiency Virus) ヒト免疫不全ウイルスのこと。感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわし打ちなどの血液感染により感染する。H I Vは免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖し、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

<sup>2</sup> ハンセン病 明治6年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

<sup>3</sup> セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment) 性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、様々な様態のものが含まれる。特に雇用の場では、相手の意に反した性的言動を行い、一定の不利益を与えたりすることによって就業関係を著しく悪化させることなどをいう。

<sup>4</sup> ドメスティック・バイオレンス (DV, Domestic Violence) 配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

<sup>5</sup> 人権侵犯事件 人権が侵害された疑いのある事件をいう。人権侵害は、法律等に違反した行為に限らず、広く人権尊重の精神に反するような行為であれば該当する。人権侵害の調査は、申し出、通報、マスコミ等の報道、インターネット等からの情報によって人権侵害の疑いのある事実を知ったときに開始される。

特に、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件、教職員による人権侵犯事件、高齢者施設や知的障害者更生施設等の社会福祉施設における人権侵犯事件などが増加しています。

内閣府が平成19年(2007年)6月に行った「人権擁護に関する世論調査」によると、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っているか聞いたところ、「知らない」と答えた者の割合が22.2%となり、前回調査より増加しています。

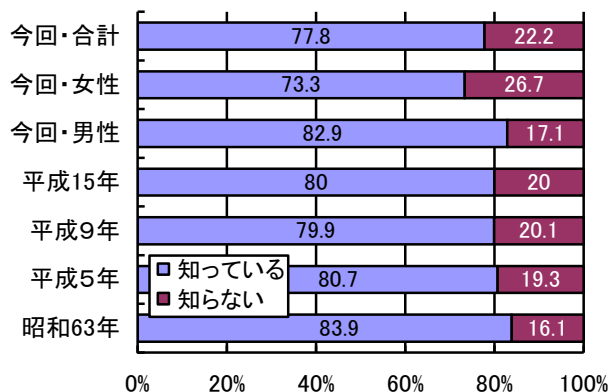
また、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか聞いたところ、「ある」と答えた者の割合が16.3%で、都市規模別、性別、年齢別を問わず前回調査より増加しています。その内容は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」を挙げた者の割合が47.4%と最も高く、以下「プライバシーの侵害」(25.1%)、「名誉・信用のき損、侮辱」(20.2%)などの順となっています。

さらに「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、どう思うか聞いたところ、「そう思う」とする者の割合が85.2%（「非常にそう思う」「かなりそう思う」の合計）と、前回調査より増加しています。

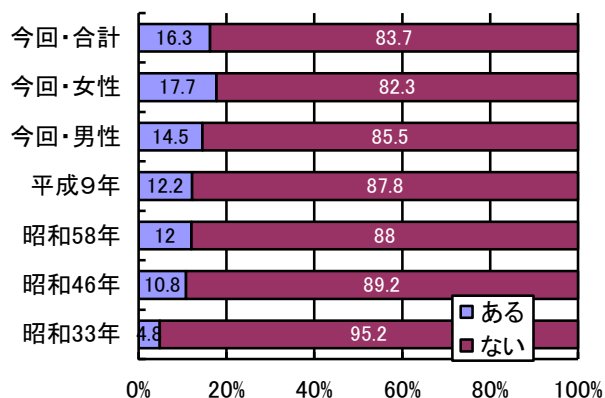
鹿児島県が平成15年(2003年)9月に行った「人権についての県民意識調査(以下「県民意識調査」という。)」では、人権という言葉に対するイメージを聞いたところ、「重要である」と答えた者の割合が77.3%と最も高い一方で、「むずかしい」(51%)、「堅苦しい」(29.3%)、「暗い」(24.8%)というマイナスのイメージの回答も上位にあがりました(複数回答)。

人権を大切なことと理解しながらも、難しい問題として、つい敬遠してしまう。その一方で、個人の人権が侵害され、相互の人権の共存が脅かされつつある、というような社会の状況がうかがえます。

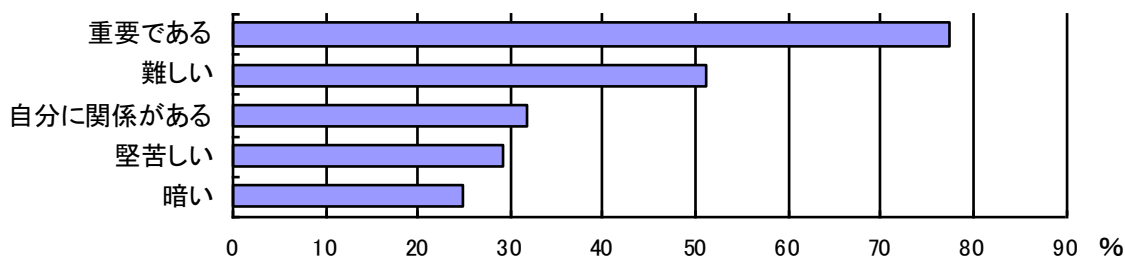
基本的人権に関する周知度  
平成19年6月内閣府「人権擁護に関する世論調査」



人権侵害の経験  
平成19年6月内閣府「人権擁護に関する世論調査」



「人権」という言葉のイメージ(上位5件・平成15年度県民意識調査)



このように様々な人権問題が生じる背景について、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国の基本計画」という。)においては、次の3点が指摘されています。

- 人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在。
- その要因として挙げられる国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化。
- より根本的には人権尊重の理念<sup>6</sup>についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないこと。

このため、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されています。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきていますが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっています。

こうした背景を踏まえて、平成12年(2000年)12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)<sup>7</sup>」において、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

国においては、人権教育・啓発推進法に基づく国の基本計画を平成14年(2002年)3月に策定し、また、鹿児島県も平成16年(2004年)12月に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画(以下「県の基本計画」という。)」を策定したところです。

本市においても、平成20年(2008年)4月に策定した鹿屋市総合計画において、「人権を尊重する平和な社会の実現」を掲げ、人権教育活動の実施や積極的な人権問題に関する啓発、広報等を行い、人権に対する市民意識の高揚を図るよう取り組んできましたが、なお一層、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

このため、今後の人権教育・啓発の指針として、国の基本計画や県の基本計画等を参考にするとともに、「鹿屋市総合計画」や各種計画等との整合性を図りながら、ここに「鹿屋市人権教育・啓発基本計画」を策定します。

---

<sup>6</sup> 人権尊重の理念 自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。

<sup>7</sup> 人権教育・啓発推進法 人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12年12月、人権教育、啓発をすることを目的として制定された法律。

## 2 基本計画の性格

この基本計画は、人権教育・啓発推進法第5条<sup>8</sup>に基づき、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

この基本計画の目的は次のとおりとし、計画期間は平成24年度からとします。

終期は、中・長期的な展望の下に策定された国の基本計画の趣旨を踏まえて特に定めませんが、国、県の動向及び社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

### (ア) 人権をめぐる現状及び課題を明らかにする

同和問題や女性、子ども、高齢者及び障害者に関する人権問題などに加え、近年、関心が高まっている犯罪被害者、H I V感染者、インターネット等による人権侵害のほか、本市に関連の高いハンセン病問題や拉致問題など、人権をめぐる現状及び課題を明らかにします。

### (イ) 本市の基本的方向を明らかにする

本計画に基づき人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進に取り組むこととし、本市における人権教育・啓発施策の基本的方向を明らかにします。

### (ウ) 人権問題の解決に資する

本市の各種施策において、人権問題を踏まえた施策の展開を促すとともに、人権問題に関する相談及び支援を促し、その解決に資するよう努めます。

---

<sup>8</sup> 人権教育・啓発推進法第5条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」



## 第2章 基本計画策定の背景

### 1 国際的な動向

二度にわたる悲惨な世界大戦を経験した世界の人々は、「平和」と「人権」がいかにかけがえないものであるかを学び、国際平和や国家間の友好関係の発展とともに、人権と基本的自由を奨励するための国際協力を願い、昭和20年（1945年）10月に国際連合（以下「国連」という。）を設立しました。

国連は、昭和23年（1948年）12月、第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」を採択しました。

その後、その精神を実現するため、昭和41年（1966年）12月の第21回総会において、国際的な人権保障の実効性を高めるために、法的拘束力のある「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」の二つの「国際人権規約<sup>9</sup>」を採択しました。

このほか、人権に関する各種条約の採択、テーマ別の国際年を定めるなどにより、重要な人権課題についての集中的な取組を進めてきましたが、世界各地において人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的加害に起因する地域紛争、飢餓、難民、テロなどの深刻な人権問題が後を絶っていません。

#### ◆1990年以前における国連の人権保障の取組

条約採択	昭和29年	難民の地位に関する条約	難民の定義を定め、該当者に対して国内制度上の諸権利と保護を与えるべき旨を規定。昭和26年採択。我が国の加入は昭和56年、発効は昭和57年。
	昭和40年	人種差別撤廃条約	人種・血統・民族・部族等の違いによる差別をなくすため、必要な政策・措置を行うことを義務付けた。昭和40年採択。我が国は平成7年に批准。
	昭和54年	女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成を目的に、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを規定。昭和54年採択。昭和56年発効。我が国は昭和60年に批准。
	平成元年	児童の権利に関する条約	子どもの権利条約。意見表明権、思想表現の自由、差別の禁止、生命・教育の権利、経済的搾取からの保護など、児童の権利を包括的に規定。我が国は平成6年に批准。
テーマ別 国際年	昭和47年	国連婦人の10年	女性の状況改善のための昭和51年から60年の行動計画。
	昭和50年	国際婦人年	女性の地位向上を目指す契機となるよう提唱。
	昭和54年	国際児童年	児童の権利保障を目指す契機となるよう提唱。
	昭和56年	国際障害者年	障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう提唱。
	平成57年	国連障害者の10年	障害者の福祉や自立援助、教育等の諸政策が進められるよう昭和58年から平成4年の行動計画を定めた。
	平成2年	国際識字年	非識字の克服を目指す契機となるよう提唱。「世界のすべての人々に文字を」をスローガンに、国際的な活動の出発年として位置付けた。

<sup>9</sup> 国際人権規約 昭和41年の国連総会で、社会権規約（経済的、社会的及び文化的管理に関する国際規約）、市民権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）が採択され、我が国は昭和54年に批准した。なお、同時に採択された自由権規約の第1選択議定書、平成元年採択の第2選択議定書（死刑廃止議定書）については、国内法との関係により批准していない。国際人権規約は、世界人権宣言とともに国連の人権活動を支える基本文書である。

このような国際社会の深刻な状況を前に、世界人権宣言 45 周年となる平成 5 年（1993 年）6 月に第 2 回世界人権会議がウィーンで開催され、この会議において、すべての者の人権及び基本的自由が普遍的であることを確認し、人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、「人権教育のための国連 10 年」の必要性が提起されました。

平成 6 年（1994 年）12 月の第 49 回国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年<sup>10</sup>」と定める決議と、人権尊重の文化が普遍的に確立されるよう世界各国において「人権教育」を積極的に推進することを求める「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。

これにより、人権教育・啓発の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

国連行動計画の取組が最終年を迎えた平成 16 年（2004 年）12 月には、国連総会において、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、平成 17 年（2005 年）から「人権教育のための世界プログラム<sup>11</sup>」を開始する決議が採択されました。

また、平成 17 年（2005 年）、国連において我が国が共同提案した「北朝鮮の人権状況」決議が採択されると、拉致が人権侵害問題として国際社会において捉えられ、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決が求められるようになりました。

---

<sup>10</sup> 人権教育のための国連 10 年 各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指し、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など 5 つの主要目標をあげたもの。様々な具体的提案を掲げ、特に、各国が国内行動計画を定めることを求めている。

<sup>11</sup> 人権教育のための世界プログラム 「人権教育のための国連 10 年」（平成 7 年～17 年）のフォローアップとして、平成 17 年からの 10 年間の行動計画を規定。最初の 3 年間は、初等・中等教育における人権教育普及に重点がおかれる。

## 2 国・県の動向

我が国では、昭和22年（1947年）に「国民主権」、「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、この憲法が保障する基本的人権の確立とその擁護を図るため、「教育基本法（平成18年法律第120号）」、「障害者基本法<sup>12</sup>（昭和45年法律第84号）」、「高齢社会対策基本法<sup>13</sup>（平成7年法律第129号）」、「男女共同参画社会基本法<sup>14</sup>（平成11年法律第78号）」などの法律が制定されるとともに、各種施策が実施されてきました。

他方、人権尊重の潮流が国際的に進展する中で、国際社会の一員としての役割を果たすため、国際人権規約をはじめとする人権関係諸条約を締結し、基本的人権の尊重と、人権思想の普及・高揚に向けた取組を進めてきました。

平成6年（1994年）12月、国連総会において「人権教育のための国連10年」が採択されると、平成7年（1995年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年（1997年）7月に『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）』が策定・公表されました。

この国連10年国内行動計画は、「憲法の定める基本的人権の尊重の基本原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化<sup>15</sup>を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目的としています。

この中で政府は、人権教育を推進するに当たっては、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、（中略）女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこと」としています。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について検討した「地方改善対策協議会」は、平成8年（1996年）5月の意見具申において、差別意識の解消を図るに当たっては、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきである。」と提言しました。

このような流れの中で、平成8年12月には「人権擁護施策推進法<sup>16</sup>（平成8年第120号）」が5年間の時限法として制定され、同法に基づき法務省に設置された「人権擁護推進審議会」の第1号答申等を経て、平成12年（2000年）12月に人権教育・啓発推進法が施行されました。

この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の

<sup>12</sup> 障害者基本法 心身障害者対策基本法(昭和45年制定)の改正により平成5年施行。障害者福祉施策の基本、国、地方公共団体の責務を規定する。障害者の自立と社会、経済、文化など、あらゆる分野の活動への参加を促す。

<sup>13</sup> 高齢社会対策基本法 平成7年12月施行。高齢社会対策に関する基本理念、国、地方公共団体の責務等を明らかにし、高齢社会対策の基本となる事項を定めることにより、その総合的推進を図ることを目的とする。

<sup>14</sup> 男女共同参画社会基本法 平成11年、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

<sup>15</sup> 人権という普遍的文化 人権について互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化とすること。

<sup>16</sup> 人権擁護施策推進法 平成9年3月25日施行。人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備しつつ人権の擁護に資することを目的に5年間の時限立法として制定された。

責務を明らかにするとともに必要な施策の措置を定め、人権の擁護に資することを目的とします。同法第7条の規定により、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年（2002年）3月に国の基本計画が策定されました。

さらに政府は、人権擁護推進審議会の第2号答申等を受け、人権救済及び人権啓発の措置を講ずることにより、人権擁護の施策を総合的に推進し、もって、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする「人権擁護法案」を平成14年（2002年）3月に閣議決定し、国会に上程しましたが、平成15年（2003年）10月衆議院解散により自然廃案となりました。そこで、法務省では、答申の趣旨を踏まえ、現行制度の枠内において可能な範囲で、被害者に対するより実効的な救済を実現できるよう「人権侵害事件調査処理規程」を改正しました。平成23年（2011年）8月には、人権侵害の被害者救済を図る新たな人権救済機関設置の基本方針を発表するなど、人権擁護法案に代わる人権救済機関の設置法案の成立に向けて、検討が続けられています。

また、国連において「北朝鮮の人権状況」決議が採択されたことを受けて、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律<sup>17</sup>（平成18年法律第96号）」が制定されました。これは、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図ることを国や地方公共団体の責務と定めるもので、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。

これにより、平成23年（2011年）4月には国の基本計画が変更され、第4章の人権教育・啓発の推進方策に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

本県においては、平成10年（1998年）12月の県議会において、「人権宣言に関する決議」が採択され、平成23年（2011年）3月末現在、県内の5市町で人権宣言が採択されています。

平成11年（1999年）3月には、国連が提唱した「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため鹿児島県行動計画が策定されました。この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発が積極的に進められてきました。

#### ◆人権擁護推進審議会

目的	人権教育・啓発に関する施策の総合的推進に関する基本的事項等について調査審議する。		
諮問	法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）		
答申	第1号	平成11年 7月	「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」
	第2号	平成13年 5月	「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」。人権侵害の被害者の救済に関する施策をより充実させるという観点から、簡易・迅速・柔軟な救済を行う人権救済制度と、実効性が高く強制力と政府からの独立性を有する人権救済機関の整備を提言。
	追加	同年12月	「人権擁護委員制度の改革について」

<sup>17</sup> 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする。

その結果、平成 15 年（2003 年）9 月の県民意識調査において、「10 年前に比べ、相手の立場を考えたり、他人を思いやるようになった（「どちらかといえばそう思う」を含む）」と回答した人が 70%を超えるなど、人権に対する県民の意識は高まっています。

また、平成 16 年（2004 年）12 月には、鹿児島県行動計画の内容を充実・発展させた県の基本計画が策定されるとともに、平成 23 年（2011 年）9 月には、県の基本計画に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加する一部変更が行われ、人権教育・啓発施策の効果的かつ総合的な推進が図られています。

### 3 本市の状況

本市においては、合併前の平成12年(2000年)9月、旧鹿屋市議会として「人権尊重のまち」宣言を採択するとともに、平成14年3月には旧鹿屋市として「人権尊重のまち」宣言<sup>18</sup>を行いました。また、公民館等の社会教育施設を活用した人権教育や、各種の啓発イベントを実施するなど、旧1市3町のそれぞれにおいて人権意識の啓発に取り組んできました。

合併後の平成20年(2008年)4月には、“ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市かのや」”を将来都市像とする鹿屋市総合計画を策定し、まちづくりの基本目標の一つとして、「創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり」(第2編基本構想、第2節)を定め、「人権を尊重する平和な社会の実現」を目指すこととしました。

ここでは、「すべての市民が平和で、人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる地域社会の実現」を目指すこととし、「このため、人権教育活動の実施や積極的な人権問題に関する啓発、広報等を行い、人権に対する市民意識の高揚を図ります」と定めています。

また、基本計画(第3編)の分野別計画(第2部)においては、現状・課題として「市民がいきいきと生活していくためには、すべての人の平和と基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力や可能性が十分に発揮できる社会づくりが求められています。しかし、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・犯罪被害者等への人権侵害は、今も起きており、さらにインターネットや携帯電話の普及による新たな人権侵害も生じています。また、ハンセン病問題への正しい知識の啓発をより一層図っていく必要があります。このため、人権に対する正しい認識と理解を深め、お互いの人格を認めあい、ともに生きる社会づくりが必要です」とし、「人権教育と啓発の推進」を施策の方向と定め、次のとおり推進することを定めています。

- 学校や社会における平和・人権教育を推進し、指導体制の充実と意識啓発・研修活動の強化により、差別を許さない人権意識の高揚を図ります。
- 人権問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進めるとともに、人権尊重社会の実現に向けた学習機会を充実させ、差別のない社会を目指します。

本市においては、人権教育の実施主体<sup>19</sup>は教育委員会が、人権啓発の実施主体<sup>20</sup>は分野別の人権問題を所掌する各所管課がそれぞれ担っています。これまで、所管課毎に人権教育・啓発活動に取り組んできたところですが、人権条例の制定や人権尊重のまち宣言<sup>21</sup>をはじめ、総合的・横断的な施策の一層の推進が求められています。

<sup>18</sup> 「人権尊重のまち」宣言 多くの人権差別や人権侵害により自殺に追い込まれるなど悲しい事件が後を絶たないことから、人権侵害をなくすため、人権を尊重する市政づくりを進めることを宣言したもの。鹿屋市は、平成18年1月に新設合併したため、これら宣言は新市に引き継がれず、新市における対応が課題となっている。

<sup>19</sup> 人権教育の実施主体 学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などがあげられる。学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている学校や学校法人によって設置される私立学校において、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて推進される。

<sup>20</sup> 人権啓発の実施主体 国の機関としては、法務省人権擁護局、その下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度がある。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で各種の啓発活動を行っている。地方では、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等において様々な活動が展開されている。

<sup>21</sup> 人権条例・人権尊重のまち宣言 市民の人権を尊重し、差別のない住みよいまちづくりを行うことについて、自治体の意思やまちづくりの目標、政策や推進体制等に関する責務などを定めたもの。

### 第3章 基本理念及び目標

#### 1 基本理念

#### 人権の共存

人権の定義について、国の基本計画は、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と定めています。

また、すべての人々が人権を享有<sup>22</sup>し、平和で豊かな社会を実現するには、「人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要」であり、「各人の人権が調和的に行使されること」、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要であるとしています。

そのためには、「すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権を尊重すること」が必要です。

人権を尊重するということは、自分の人権のみならず、他人の人権も正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存を迫及することにあります。

私たちは、人権教育・啓発の推進に当たり、この「人権の共存」の迫及を基本理念とし、これに基づき総合的かつ効果的な施策を推進することに努めます。そして、県の基本計画に定めた「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化（人権文化）が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」について、その一翼を担えるよう努めます。

なお、個人の人権を尊重するあまり、自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない機運が醸成され、社会全体の公益性が損なわれるのではないかという心配が指摘されることがあります。

これに対して私たちは、「基本的人権」を保障し、「公共の福祉」のために自由及び権利を利用するよう求める日本国憲法の理念に基づき、権利が濫用されたり、公共の福祉に反したりすることがないように留意するとともに、逆に、公共の福祉の名の下に基本的人権が侵害されることがないように、不断の努力によってこれが保持されるよう努めます。

<sup>22</sup> 享有 権利・能力などを、人が生まれながら身につけて持っていること。

## 2 目標

### 人権尊重社会の実現

まちづくりの基本目標の一つとして、鹿屋市総合計画に定められた「人権を尊重する平和な社会の実現」を基本目標とし、すべての市民が平和で、人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる「人権尊重社会」の実現を目指します。

人権尊重社会の具体的なイメージとしては、県の基本計画の目標として定められた「共生の心が根づく鹿児島」、「人権文化の息づく鹿児島」を基本とし、次のとおり定めます。

- (ア) 年齢、性別、身体的能力、言語など様々な違いを持った一人ひとりの市民が、互いを尊重し、支え合うことにより平和な社会が実現されるという理念に立ち、共に生きることへの感謝の気持ちにあふれた「共生の心が根づく鹿屋」
- (イ) 人権尊重の精神が一人ひとりの日常生活のあらゆる場面で感じられる「人権文化の息づく鹿屋」

こうした人権尊重社会を実現するため、人権尊重の精神が日々の暮らしの中に十分に浸透するよう、学校、家庭、地域社会、企業・団体等のあらゆる場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができる人権教育・啓発活動の充実を図ります。

このため、人権教育・啓発活動に関わる本市の各所管部署及び関係機関の横断的な連携を図りながら、多様な機会を継続的に提供することとし、「横断的、継続的で多様な人権教育・啓発活動の推進」を行動目標とします。この行動目標の推進に当たっては、次の点に配慮します。

#### (ア) 効果的な方法の採用

人権教育・啓発に当たっては、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにすることが重要です。

しかし、人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであることから、対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなどの創意工夫を凝らし、また、子どもを対象とする場合には、子どもが発達途上であることに十分留意するなど、対象者の発達段階や地域の実情に応じた効果的な方法の採用に努めることとします。

また、人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く市民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有効です。このため、人権感覚や感性を体得するという観点から、例えば、人権作文や人権ポスターなどの各種コンテストやワークショップ<sup>23</sup>、車椅子体験研修など、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、市民が

<sup>23</sup> ワークショップ (Workshop) ももとは「作業場」「工房」などの意味。Work (体を動かす) +Shop (自分で作ったものを公開する場)、つまり参加者が意見交換や共同作業を行いながら学習を進める参加・体験型の研修をいう。受身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。



身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる、明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

また、6月第3日曜日から7日間のハンセン病問題を正しく理解する週間、8月の人権同和問題啓発強調週間<sup>24</sup>、11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間などの各種月間・週間<sup>25</sup>に合わせて集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

#### (イ) 多様なメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの市民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠です。マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用するよう努めます。

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用を努めます。なお、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮します。

また、インターネットの特性を活用して、広く市民に対して、多種多様の人権関係情報（条約、法律、答申、条例のほか、冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等の各種啓発資料）を提供するとともに、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間<sup>26</sup>行事など各種イベントの紹介を行うことにより、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動を推進します。

さらに、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク

<sup>24</sup> 人権同和問題啓発強調週間 鹿児島県では、同和対策審議会答申が出された8月を「人権同和問題啓発強調週間」と定め、人権啓発活動を集中的に実施して、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

<sup>25</sup> 人権教育・啓発の促進に関する各種月間・週間の一覧

日・期間	名称
5月1日～7日	憲法週間
6月1日	人権擁護委員の日
6月第3日曜日～7日間	ハンセン病問題を正しく理解する週間（6月22日は名誉回復及び追悼の日）
6月23日～29日	男女共同参画週間
7月	社会を明るくする運動
8月	人権同和問題啓発強調週間
9月	障害者雇用支援週間
9月15日～21日	老人週間（9月第3月曜日は敬老の日）
11月	児童虐待防止推進週間
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動
11月16日～12月25日	鹿児島レッドリボン月間（12月1日は世界エイズデー）
11月25日～12月1日	犯罪被害者週間
12月3日～9日	障害者週間
12月4日～10日	人権週間（12月10日は世界人権デー）
12月10日～12月16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間

<sup>26</sup> 人権週間 昭和23年、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。我が国では「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

集の開発、情報端末の効果的な利用などに取り組みます。

#### (ウ) 普遍的視点と個別的視点からのアプローチ

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理解が深まっていくと考えられます。

このため、普遍的な視点から人権尊重の理念を市民に訴えるだけでなく、真に市民の理解や共感を得られるよう、具体的な人権課題に即し、親しみやすく、分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫に努めます。

なお、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等のほか、様々な人権課題に関して、これまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえることとし、人権課題を正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかけます。

#### (エ) 市民の自主性の尊重

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意します。

そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、市民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、人権教育・啓発にかかわる活動が市民への強制とならないよう、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることとします。

#### (オ) 行政の中立性の確保

実施の方法等についても、市民から幅広く理解と共感を得られるよう配慮します。「人権」を理由に掲げて、自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでもいうべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えません。

このような点を踏まえ、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められており、政治運動や社会運動との関係を明確に区別するよう十分に留意します。

## 第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発推進法第2条において、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう」と規定されています。

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

また、人権啓発は、その内容はもとより、実施の方法においても市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせません。

ここでは、前章に規定した人権教育・啓発の基本理念及び目標を踏まえつつ、これらの人権教育及び人権啓発を積極的かつ確実に推進するため、人権一般の普遍的な視点から人権教育・人権啓発の取組を整理するとともに、分野別の人権課題に対する取組、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組、これらを総合的かつ効果的に推進するための対策等を整理します。

### 1 人権教育

#### (1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進されるものです。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施されており、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児・児童・生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなります。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、校外において、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくこととなります。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。

#### (2) 学校教育

##### ①学校教育等の現状

学校教育においては、幼児・児童・生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実が図られています。

平成 14 年度に完全実施された学習指導要領<sup>27</sup>においては、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむこととし、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されています。

また、平成 13 年（2001 年）7 月には学校教育法が改正<sup>28</sup>され、小・中・高等学校及び特別支援学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれます。

このように教育活動全体を通じて発達段階に応じた人権教育が推進されていますが、その現状については、国の基本計画にもあるとおり、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されています。

また、学校等では、依然として、いじめ、不登校、体罰、インターネット等による人権侵害などの問題や同和問題に関する差別事象など、子どもや教職員の間で人権にかかわる問題が発生しており、幼児・児童・生徒と教職員が、広く人権や差別について正しい理解・認識やそれに基づく行動力を十分身に付けるようにすることが求められています。

平成元年（1989 年）の国連総会で採択され、我が国が平成 6 年（1994 年）に批准した「児童の権利に関する条約」で位置付けられている「生命、生存及び発達の権利」を保障するためにも、「読み・書き・算」だけでなく、社会で生きていくために必要な知識や技能、態度などの基礎・基本を身に付けさせていくことが不可欠です。

#### ◆発達段階に応じた人権教育

保育所	平成 10 年（1998 年）に改正された幼稚園教育要領との整合性を図りつつ、策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。
幼稚園	他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。
小学校・中学校・高等学校	児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。
特別支援学校	障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。 また、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われている。

<sup>27</sup> 学習指導要領 平成 20 年 1 月の中央教育審議会総会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」に基づき、学習指導要領が改訂された。新学習指導要領は小学校では平成 23 年 4 月から、中学校では平成 24 年 4 月から全面実施されるが、「生きる力」をはぐくむという理念が引き継がれている。

<sup>28</sup> 学校教育法の改正 平成 18 年 6 月の改正では、義務教育を行う学校との位置づけが明確にされ、盲学校・聾学校・養護学校は特別支援学校に一本化された。

本市においては、各学校で策定された人権教育全体計画<sup>29</sup>に基づき、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を通して、児童生徒の発達段階に配慮した人権教育指導資料等を作成・配布し、体験的な活動を取り入れながら、人権意識高揚を目的とした指導を推進しています。

## ②学校教育等の施策の方向

### (ア) 指導方法の改善

学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行います。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材との連携、指導資料の作成及び指導法についての指導・助言などに努めます。

### (イ) 体験活動の機会の充実

社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図ります。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進します。

### (ウ) 人権に配慮した学校運営

子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努めます。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保します。

### (エ) 教職員の資質向上

研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保します。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図ります。

また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行います。さらに個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう努めます。

### (オ) 乳幼児教育の充実

保育所・幼稚園の教育に関しては、乳幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期に当たることから、自他の生命を大切にすると心や基本的な人間関係をはぐくむことができるよう、教育・保育内容の充実を図ります。

保育所においては、保育所保育指針における「人権を大切にすると心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施します。

---

<sup>29</sup> 人権教育全体計画 人権教育の目標を達成するうえで、学校として特に工夫し留意すべきこと、それぞれの教育活動が果たすべき役割などについて全体像を表すもの。学校毎に作成し、それぞれの実態をもとに、育てたい知識・技能・態度、必要な取組が明記されている。教職員が具体的な指導内容や方法を導き出す基礎となる。

### (3) 社会教育

#### ①社会教育の現状

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等の親に配布するなどの取組が行われてきました。

この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということ、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれています。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されています。さらに社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、人権教育に関する手引の作成など指導者の資質の向上が図られています。

加えて、平成13年(2001年)7月には社会教育法が改正<sup>30</sup>され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれています。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されていますが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されています。

本市における社会教育は、全ての市民を対象としつつ、主に家庭、地域社会等の市民を対象として、社会教育施設としての図書館及び公民館等のほか、町内会等が設置した自治公民館において、生涯学習の振興のための各種施策として展開されています。

公民館等の社会教育施設においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意志に基づき人権に関する学習ができるよう、高齢者大学での人権教育の講座・講演会の開催や、「転勤奥様講座」の中で星塚敬愛園への訪問研修を実施するなど、人権に関する多様な学習機会を提供しています。

また、家庭教育手帳・家庭教育ノートに代わり、子どもが他人に対する思いやりや善悪の判断などの基礎的な倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける重要性を示した「家庭教育ガイド」を小学生の親に配布する取組も行っています。

このような中、近年では、ゴミ、空き地・空き家、土地境界、騒音など、相隣関係におけるトラブル<sup>31</sup>のほか、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント<sup>32</sup>等の問題が増加する傾向にあり、相隣関係や職場等における人間関係の課題を踏まえた社会教育の充実が求められています。

<sup>30</sup> 社会教育法の改正 平成20年6月の改正では、教育委員会の事務に、新たに地域住民等の学習の成果を活用する機会の充実や児童生徒の放課後の居場所づくり、家庭教育に関する情報の提供などが加わった。また、社会教育主事の職務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を展開する場合に、必要な助言ができること等が追加されるなど、社会教育が果たすべき役割が高まっている。

<sup>31</sup> 相隣関係におけるトラブル 生活騒音や子育てなど様々な原因により発生し、地域のつながりの薄れ等もあり増加する傾向にある。鹿屋市市民総合相談室の平成23年度相談のうち、相隣関係は概ね1割を占める。

<sup>32</sup> パワー・ハラスメント 組織における立場を利用した嫌がらせなどをいう。会社等で、権力や地位、人間関係を背景に、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行い、就労者の働く環境を悪化させるような行為のこと。近年では、企業の管理責任として、許されない行為として認識されるようになったが、これを規制する法律等は制定されていない。

本市においては、相隣関係は町内会等に係る所管部課が、企業・雇用等は商工振興に係る所管部課が担っていることから、国県等の関係機関も含めて一層の連携と役割分担を図りつつ、こうした新しい要請にこたえる社会教育の取組を充実する必要があります。

## ②企業等における人権教育の現状

企業においては、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申や昭和50年（1975年）に差別文書である「部落地名総鑑」を購入していた企業が発覚した事件などを受けて、主に同和問題解決のための公正な採用選考システムの確立に向けた取組や企業内研修が行われてきました。

また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）」に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止など、女性の雇用管理の改善が進み、高齢者、障害者の就職の機会均等を保障する取組も行われています。職業選択の自由、就職の機会均等を確保する等の観点から、採用選考に当たり、本籍、家庭環境、保護者の職業など本人の適性や能力に関係のない事柄を求めることのないよう、統一応募様式など適正な応募書類の使用を徹底するとともに、一定規模以上の企業に企業内同和問題研修推進員（平成9年度からは公正採用選考人権啓発推進員）の設置を求め、これらの推進員に対し、計画的・継続的な啓発・指導が行われてきました。

本市においては、11月の「労働保険適用促進強化月間」、「最低賃金制度」、「鹿児島県労働委員による労働に関する無料相談会」、「鹿児島労働局の総合労働相談コーナー」、「在宅ワークの適正な実施」等について、広報紙やホームページ等による定期的な周知活動に取り組んでいます。また、労働問題に関する相談については、労働基準監督署やハローワーク、鹿児島県労働委員会等と連携し、支援に努めています。

しかし、企業においては、職場内のハラスメント防止の問題のほか、障害者の法定雇用率達成、高年齢者の継続雇用、男女の賃金や昇任等の格差是正、働く男女の仕事と家庭生活の両立を可能とする条件整備の問題など、取り組むべき課題が多く存在していることから、企業等に対する人権教育・啓発の取組については、これまで以上に、関係機関との連携を図りながら充実することが求められています。

## ③家庭・地域社会等に対する社会教育の施策の方向

### (ア) 家庭教育の充実

幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図ります。

特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加を促進します。

そして、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、幼稚園、保育園、小・

中学校の保護者を対象にした家庭教育学級の開設を支援し、人権に関する講座・講演会など家庭教育に関する親への学習機会を提供します。

また、「家庭教育ガイド」の配布に取り組むとともに、PTA父親研修会やおやじの会等の活動を促進し、父親の家庭教育参加を促します。

#### (イ) 地域の実情に応じた教育

公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等に取り組みます。

また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図ります。

さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図ります。

具体的には、高齢者大学や転勤奥様講座等により、人権に関する多様な学習機会の一層の提供に努めるとともに、人権感覚を養うため、市民を対象にした出前講座のメニューに人権問題を取り入れます。

また、青少年にボランティア活動など社会奉仕活動を提供する「鹿屋っ子クラブ」の活動支援、自然活動やボランティア活動を通して、リーダー育成に取り組むとともに、社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむ体験を提供するわくわくアドベンチャー事業を実施し、人権尊重の心を養う取組を促進します。

さらに、学校応援団事業による児童生徒と地域住民の交流を通して、多様良質のコミュニケーションの機会を多く設けることで自己有用感や所属感を育て、人と人とのつながりの良さを理解させ、人を大切にする心を育てます。

#### (ウ) 日常生活における人権感覚の育成

学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムの開発に努めます。

そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行います。

#### (エ) 教育相談室の整備

教育相談室を設け、子育てに不安や悩みを抱える保護者等や、悩みを抱える児童生徒からの相談体制を整えます。

#### (オ) 人権ポスター・標語の作成・配布

小・中学生に人権ポスター・標語を募集して優秀作品表彰式・展示会を実施し、人権啓発ポスターを作成・配布します。

#### (カ) 指導体制の充実



地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図るため、体験的・実践的手法を取り入れた指導者研修会を開催するなどにより、社会教育における指導体制の充実を図ります。

また、人権問題に対する正しい理解と認識を一層深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の向上等を目的とする講演会を毎年実施します。

#### ④企業等に対する社会教育の施策の方向

##### (ア) 多様な媒体を通じた周知・啓発活動の充実

企業においては、その社会的責任を自覚し、公正な採用選考システムのさらなる推進のほか、同和問題など重要課題についても自らの課題として捉え、差別のない明るい職場づくりに取り組むとともに、人権尊重に根ざした企業活動などの取組にも広がりを持たせていくことが求められています。

このため、広報紙やホームページ等の多様な媒体を通じた周知・啓発活動について、これまで以上の充実を図ります。

##### (イ) 企業等に対する直接的教育・啓発の推進

企業等に対する直接的な教育、啓発活動を充実するため、商工会議所等関係機関・団体との連携の下に、企業及びそこで働く人々の人権意識が一層高まるよう、企業内で行われる教育・啓発活動に必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行います。

また、一定規模以上の企業が配置する公正採用選考人権啓発推進員に対する研修の充実など、企業等の公正採用選考が行われるよう鹿児島労働局等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

さらに、企業における女性や障害者等の雇用・就業のための環境づくりを進めるため、「男女雇用機会均等法」や「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）」等の法令、関係制度の周知を図ります。

## 2 人権啓発

### (1) 人権啓発の意義・目的と現状

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としています（同法第3条）。

すなわち、広く市民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものですが、その目的とするところは、市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあります。

換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的となります。

こうした目的を踏まえて、国においては、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っています。特に、法務省の人権擁護機関は、毎年、啓発活動の重点目標を定め、年間を通して広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のための「人権週間」や「人権擁護委員の日」など節目となる機会を捉えて、全国的な取組を展開しています。

#### ◆法務省による人権啓発の取組

人権作文コンテスト	小・中学生を対象。作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的とする。
人権の花運動 <sup>33</sup>	小学生を対象に学校単位で実施する。花を育てながら人権について考える。
人権啓発フェスティバル	市民参加型のイベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらうことを目的とする。各地のイベント等の行事への参加も行う。
人権教室	子ども達の発達段階に応じた啓発活動を行う手法として、人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権啓発ビデオを活用するなどして人権教育を行うもの。
子どもの人権SOSミニレター	学校でのいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、小・中学校の児童・生徒に便せん兼封筒を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるもの。
具体的啓発手段	次のような多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。 ① 啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布 ② 時々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催 ③ 映画会・演劇会等の開催 ④ テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動
個別啓発	人権相談や人権侵害事件の調査・処理の過程を通じて、人権尊重思想の普及を図る。



<sup>33</sup> 人権の花運動 鹿屋市では合併前も含めてこれまでに24校で実施し、約6,500人が参加している。右写真は平成23年度実施校の串良小学校の様子。人権の花は県毎に異なり、鹿児島県ではひまわりを育てている。種は、次年度の開催校に引き継がれる。

また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開しています。

このように様々な活動を展開していますが、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、マスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されています。

一方、地方においては都道府県及び市町村が、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っています。

本県においては、これまで県の基本計画に基づき、各種啓発資料の作成・配布、テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアの活用による啓発が行われるとともに、「じんけんフェスタ」や「人権同和問題県民のつどい」の開催のほか、人権に関するポスターの募集など様々な手法により、積極的に人権啓発活動に取り組みられてきました。そして、県民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、自らの課題として受け止め、誰もが差別することも差別されることもない人権意識の確立された明るい社会づくりが推進されてきました。

本市においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動を様々な機会を通して展開してきました。

市長部局及び鹿屋市教育委員会の各課において、その所掌事務との関連で、広報誌、町内会への印刷物等の配布、有線放送等を通じた各種の啓発活動を行ってきたところですが、施策の一層の充実と行政内部の連携強化が求められています。

本市における民間団体等の取組としては、ハンセン病問題に関する啓発活動をNPO法人が担ったり、障害者に関する啓発イベントである「とっておきの音楽祭」を民間主導の実行委員会が開催したりするなどの活動が行われていますが、行政とこれら民間団体との一層の連携も求められています。

## (2) 人権啓発の施策の基本方向

人権啓発の今後の推進に関しては、インターネットやマスメディア等の一層の活用を図るなど、次のとおり啓発内容の充実と啓発方法の改善を図るとともに、ボランティア・NPO等との連携強化や鹿児島地方法務局鹿屋支局、鹿児島県等の関係機関・団体とのネットワーク化を図り、さらなる充実に努めます。

### (ア) 啓発内容の充実

憲法をはじめとした法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発をさらに推進し、市民の人権に関する基本的な知識の習得に努めます。

人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されていることから、改めて、生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在である

こと、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進します。

また、世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識を是正するため、尊重しあうことの根底には、各人の異なる個性を尊重するという考え方があることを市民に訴える啓発を推進します。

#### (イ) 啓発方法の改善

啓発活動は、対象者の理解度に合わせて適切に行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の学校、家庭、地域社会、企業などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に提起し、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らします。

また、対象者の発達段階に応じた手法の選択についても留意します。例えば、幼児・児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して、自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法の検討・採用を推進します。

人権啓発の効果を高めるためには、身近な事例や具体的な事例を提起し、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいことから、人権上大きな社会問題となった事例等を提起し、人権尊重の観点から具体的な呼びかけを行うほか、研修会等の講師に人権問題の当事者を招き、本人の体験を語ってもらうなどの取組を推進します。

なお、各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施等は、人倫<sup>34</sup>に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果がありますが、市民一人ひとりが人権感覚や感性を体得するには限界があることから、例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修など、啓発の対象者が主体的・能動的に参加できるような参加・体験型学習方法の検討・採用を推進します。

講演会や研修会等の実施に当たっては、講演会等への参加が相対的に少ない女性や若い世代の人々も参加しやすくなるよう、開催時期や開催場所の選定、講演会等のテーマの設定、周知・広報の方法等を工夫します。

また、鹿児島県や関係団体、人権啓発活動を目的としたボランティア・NPO等の啓発活動との連携を強化するとともに、鹿児島地方法務局鹿屋支局及び所管市町等で構成する鹿屋人権啓発活動ネットワーク協議会の活動の充実を図ります。

---

<sup>34</sup> 人倫 人と人との間柄・秩序関係。君臣・父子・夫婦などの間の秩序。人として守るべき道。人道。

### 3 分野別施策の推進

#### (1) 女性

##### ①現状と課題

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第 14 条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いています（第 24 条）。

しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会<sup>35</sup>が実現されているとは言い難い状況にあります。

我が国においても、従来から、女性の地位向上に関する国際的な動向に配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が内閣府を中心に展開されてきました。特に、平成 11 年（1999 年）6 月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする男女共同参画社会基本法が制定され、平成 12 年（2000 年）12 月に、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為<sup>36</sup>等の規制等に関する法律<sup>37</sup>（平成 12 年法律第 81 号）」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号、以下「DV防止法」という。）」の制定等、立法的な措置がとられています。

本県においては、昭和 54 年（1979 年）に女性問題の担当窓口が設置され、庁内の横断組織である鹿児島県婦人関係行政推進連絡会議及び婦人団体の代表者等で構成する鹿児島県婦人問題懇話会が設置されました。そして、昭和 56 年（1981 年）に鹿児島県婦人対策基本計画を、平成 3 年（1991 年）には「鹿児島女性プラン 21」が策定され、男女共同参画行政の具体的、実践的な推進が図られてきました。

また、平成 11 年（1999 年）3 月には、「鹿児島女性プラン 21」の成果を引き継ぎながら、男女共同参画による豊かな社会づくりを目的とする「かごしまハーモニープラン」が策定され、平成 14 年（2002 年）1 月には、男女共同参画社会基本法を踏まえ、県、事業者、県民、市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むため、「鹿児島県男女共同参画推進条例」が施行されました。

さらに平成 15 年（2003 年）4 月には、男女共同参画を推進する総合的な活動拠点として、「鹿児島県男女共同参画センター」がかごしま県民交流センター内に設置されました。

<sup>35</sup> 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受し、かつ、共に責任を担うべき社会。

<sup>36</sup> ストーカー行為 特定の人に対する好意又は怨根の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係のある人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛けるなど、法律に定める類型の行為を反復して行うこと。

<sup>37</sup> ストーカー行為等の規制等に関する法律 通称「ストーカー規制法」。配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的とする。平成 16 年に被害者保護の充実を図るための改正法が施行されている。

## ◆女性の地位向上に向けた国際的な動向と各種法律

世界行動計画	昭和50年、国連がメキシコシティで開催した第1回世界女性会議「国際婦人世界会議」で採択。昭和50年を「国際婦人年」と定め、昭和51年からの10年間を「国際婦人の10年」と位置づけ、各国における女性問題の認識を高める活動を奨励する。
女性差別撤廃条約	国連が昭和54年採択。我が国は60年に批准した。男女の完全な平等を達成するため、批准国に、政治的、経済的、社会的活動における差別撤廃のための措置を要請する。
女性に対する暴力の撤廃に関する宣言	平成5年採択。女性に対する暴力を定義し、女性が有する権利を明記するとともに、暴力撤廃のために国連及び批准国が行うべき行動目標を定める。
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。昭和61年に、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。平成19年に性別による差別禁止の範囲の拡大、セクシュアル・ハラスメントに関する事業主の対策義務等を盛り込んで一部改正。
北京宣言	平成7年9月、北京で開催された第4回世界女性会議（女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開かれた会議）では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加など38項目から成る「北京宣言」を採択。「女性の権利は人権である」とうたわれた。また、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」も全会一致で採択された。
男女共同参画社会基本法	平成11年、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付ける。

本市においては、主に旧鹿屋市における男女共同参画政策<sup>38</sup>を継承し、平成18年（2006年）1月の合併に伴って「男女共同参画推進懇話会」を設置するとともに、平成21年（2009年）3月には、新たな「かのや男女共同参画プラン」を平成21年度から30年度までの計画期間として策定し、男女共同参画社会促進のための施策を積極的に推進してきました。

しかし、男女平等の実現に向けた各種の法律・制度の整備や教育・啓発をはじめとする各般にわたる施策の実施にかかわらず、社会の慣行・しきたりの中には女性に対する差別や偏見が一部に見られます。

本市においても、学校以外の家庭、職場、地域社会において男女の不平等感が依然として根強く残っています。平成19年に実施した「男女共同参画」に関する住民意識調査<sup>39</sup>において、各分野の男女の地位の平等感を尋ねたところ、学校以外の家庭、職場、地域社会では「男性が

<sup>38</sup> 旧鹿屋市における男女共同参画政策

平成6年	女性政策担当窓口を設置し、女性フォーラム等啓発活動を開始。
平成7年	各種婦人団体等で構成する鹿屋市女性プラン推進会議を設置。
平成9年	「鹿屋市女性プラン」を策定し、女性政策係を設置。
平成12年	男女共同参画社会基本法を踏まえ、女性政策係を男女共同参画推進室として機構改編し、鹿屋市女性プラン推進会議を鹿屋市男女共同参画推進会議に改称。
平成14年	かのや男女共同参画プランを策定し、各学校において教職員を対象にした研修会を開始。
平成15年	各事業の計画と実績をまとめた鹿屋市男女共同参画実施計画書を作成し、プランの進行管理を図る。

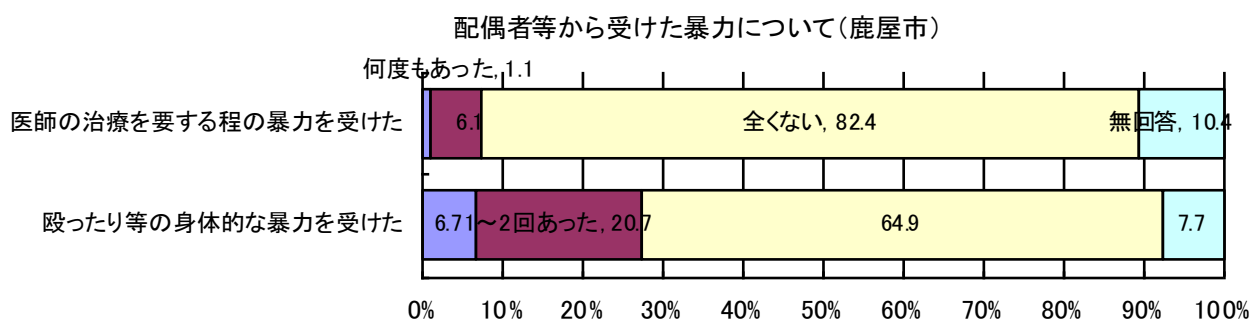
<sup>39</sup> 住民意識調査(平成19年9月実施) 調査対象は20歳以上の男女2,500人。有効回収数1,108(有効回収率44.3%)。配偶者・恋人等によるDVについて、「身体的暴力」を経験した人は、男性8.8%・女性27.4%と、被害者の多くが女性である。相談先は友人や知人が27.2%、家族や親戚が21.4%だが、「誰にも相談しなかった(できなかった)」人が47.6%と最も多く、一人で悩んでいる現状がうかがえる。また、職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメントは、男女共に「経験がある」と回答。男性は「容姿・年齢・結婚等について話題にされた」が最も高く、女性は「宴会等でお酌・デュエット・ダンスなどを強要された」が最も高い。

優遇されている」と回答した人の割合が高くなっています。

また、家庭における役割分担については、食事の準備をはじめとする家事全般について「主に妻」が役割分担し、共働き世帯においても同じ傾向にあることから、家庭における妻の負担が大きいことがうかがえます。

配偶者やパートナー等による暴力については、女性の4人に1人が経験しており、職場や学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの経験がある人も少なくありません。DV防止法をはじめ、女性に対する暴力への法制度上の対応は進んでいますが、根本にある性差別や男女の社会的地位の格差、あらゆる形態の暴力など個人の人権が確立されているとは言えない状況です。

そのため、男女が対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる暴力の防止に向けた取組が必要であり、以下の取組を積極的に推進することとします。



## ②施策の方向

### (ア) 意識改革のための広報・啓発の推進

男女共同参画社会づくりにおいては、意識の中に根強く残る性別による固定的な役割分担意識が大きな障害となります。これらの意識を改め、一人ひとりが、相互に理解・協力し、それぞれの個性や能力を主体的に発揮して人間性豊かに生きるためには、人権意識に基づいた男女平等権を確立することが必要です。

このため、学校、家庭、地域社会、企業など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・啓発を充実するため、あらゆる機会を通じた広報啓発を推進します。特に、6月23日から29日までの「男女共同参画週間」、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、集中的に啓発活動を実施します。

### (イ) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しへの取組

女性の人権を確立するため、女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識を背景とした社会的慣習・慣行を改め、男女平等意識の確立を図ります。

性別にとらわれず、すべての人が個性や能力を発揮できる社会を実現するために、男女共同参画の視点による各種研修会を開催し、性別に基づく不合理な社会制度や慣行・しきたりを見直す意識を醸成するための取組を推進します。

また、女性が自らの意思で社会に参画し、その能力を十分発揮する機会が確保されていることは重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

を図ります。

(ウ) 学校等における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

子どもの性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるよう、学校・幼稚園・保育所等の教職員の男女平等意識を高めるための研修、一人ひとりを尊重する人権教育の充実を推進し、性別にかかわらず幅広い職業観をはぐくみます。

(エ) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の推進

家庭・職場・地域において男女の相互協力・理解が深まるよう、広報活動や地域のリーダー、各種グループ、職場等への研修や市民を対象にした講演会等を開催します。

雇用の分野における男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法の履行やポジティブ・アクション（積極的差別是正策）の促進について周知するほか、セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動をより一層推進します。また、女性がその能力を十分発揮することができるよう、仕事と家庭生活を両立するための環境の整備や育児・介護等で離職した女性に対する再就職について、広報による啓発に取り組みます。

行政機関が作成する広報・出版物等において性別による固定観念にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重が確保されるよう、その自主的な取組を要請します。また、性の商品化や暴力表現などが女性の人権を侵害している現状を認識し、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー<sup>40</sup>）を向上させるための啓発活動を進めます。

(オ) あらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報・啓発の推進

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などは女性の人権を侵害する決して許されない行為であるという社会認識を広め、浸透を図るための教育・啓発に取り組みます。

また、犯罪となる暴力に対しては厳正な取締りを求めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害女性の適切な保護・救済に積極的に取り組みます。

(カ) 被害者の保護と支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンスをはじめ女性に対する暴力や就労の場における性差別等、女性に関する様々な人権問題の解決を支援するため、本市の婦人相談員<sup>41</sup>による助言や情報提供等を行うなど、相談しやすい体制づくりを推進するとともに、国県等の関係相談機関及び民間団体等との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

また、被害者の保護や日常生活への支援など、適切な対応が取れるよう支援者への研修機会の充実を図り、関係課や関係機関との連携を強化するとともに、鹿児島地方法務局に設置されている専用相談電話「女性の人権ホットライン<sup>42</sup>」の周知と活用の促進を図ります。

(キ) 生涯にわたる心身の健康支援

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できるよう、地域、学校、職域など、健康づくりに関連する機関や団体が一体となって市民の意識

<sup>40</sup> メディア・リテラシー（Media Literacy） 情報を主体的に読み解き活用する力。

<sup>41</sup> 婦人相談員 売春防止法、鹿屋市婦人相談員設置要綱により設置。要保護女子の相談、調査、指導、助言等を担う。

<sup>42</sup> 女性の人権ホットライン 全国 50 の法務局・地方法務局に設置されている。全国共通ダイヤル 0570-070-810。



啓発を図り、健康づくりを支援します。また、性差を考慮した健康づくりに取り組むことで、パートナーや家庭・地域の健康づくりへつなげる支援を行います。

## (2) 子ども

### ①現状と課題

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されており、平成元年（1989年）の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたことを受けて、平成6年（1994年）にこれを批准しました。

昭和22年（1947年）には児童福祉法（昭和22年法律第164号）が成立し、国家の責任として、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成し、国民の努力目標として、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう、児童の福祉を保障するための原理が定められました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にあります。家庭では親などによる児童虐待が増加し、学校では校内暴力やいじめ、不登校などが大きな問題となっています。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」の制定など個別立法による対応も進められています。

児童虐待に関する法律は、平成16年（2004年）10月に施行された改正法により虐待となる行為や通告義務等が拡大され、平成20年（2008年）4月施行の改正法においては立入調査等が強化されました。また、平成24年（2012年）には、児童虐待等を確認したときに親権を最長2年間停止できる親権停止制度を盛り込んだ戸籍法施行規則の改正省令が施行されるなど、積極的な取組が行われています。

本県においては、昭和57年（1982年）に鹿児島県青少年対策本部を設置し、青少年の健全育成や青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るための取組を推進しているほか、社会状況を踏まえながら、昭和36年（1961年）12月に制定した「鹿児島県青少年保護育成条例」の適切な運用に努めています。

### ◆鹿児島県における青少年の健全育成等の取組

心豊かな青少年を育てる運動	それまでの「未来へはばたけ青少年運動」の成果を継承しつつ、平成9年度から始まった青少年を育てる運動。学校、家庭、地域社会が一体となり、自立の精神の涵養と国際的感覚の醸成に加え、豊かな感性を持った青少年の育成を目指した。
鹿児島のびのび子どもプラン（子育て支援総合計画）	平成9年策定。健やかに子どもを生み育てる環境づくりを基本理念とし、子どもが健やかに育ち個々の自己実現が図られる環境づくり、地域社会に支えられ子育てに喜びが感じられる環境づくりを基本目標とする。学校、家庭、地域社会等の分野別施策目標を掲げる。
次世代育成支援対策鹿児島県行動計画	鹿児島のびのび子どもプランを継承し、平成16年度に策定された。次代の社会を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援し、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境づくりを図るための各種施策を推進する。

本市においては、平成 17 年（2005 年）に「鹿屋市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関による連絡会を毎年開催するとともに、担当者による「個別ケース検討会議」を定期的を開催するなど、児童虐待の早期発見や未然防止に努めています。

このような中、家庭児童相談室による相談件数<sup>43</sup>は増加傾向

にあるなど、子どもの養育に対し不安を抱える家庭が増加しています。また、不登校になると、学校が子どもの状況を十分に把握できなくなり、様々な問題が潜在化してしまう心配があることから、不登校が生じていない低学年のうちからの人権教育や人権救済の充実が求められています。

子どもの人権を守るには、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

こうした認識に立って、学校、家庭、地域社会などが一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を推進します。

## ②施策の方向

### (ア) 子どもの人権についての啓発活動の推進

児童憲章や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

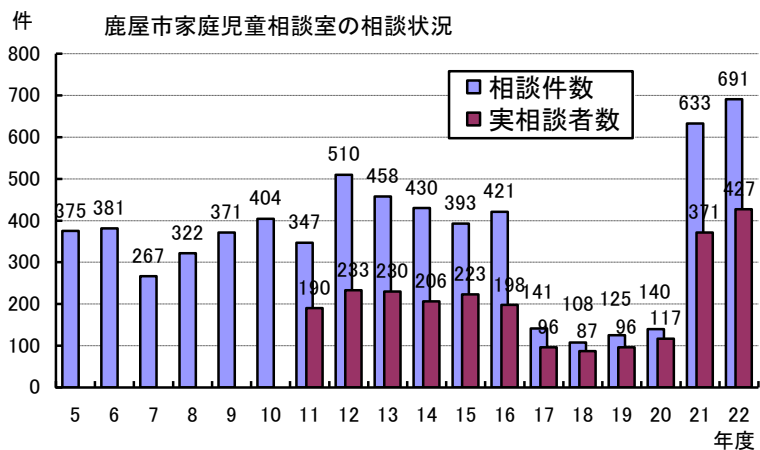
### (イ) 心の教育の推進

学校の教育活動を通して、子どもの人権意識の高揚と定着を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して、生命の大切さ、正義感や倫理観、他人への思いやりなど、子どもの豊かな心をはぐくむため、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、障害者や高齢者等との交流など、様々な体験の機会を通して心の教育を推進します。

特に、成長の早い時期に自分の人権の大切さについて正しく理解できるようにするため、小学校低学年までにおける人権教育の充実に取り組みます。

### (ウ) 児童虐待等への対応

児童虐待、体罰、児童買春など子どもに対する肉体的、性的、精神的な傷害や苦痛をも



<sup>43</sup> 児童相談室の相談件数（グラフ参照）平成 17 年度から相談件数が大幅に落ち込んだのは、大隅児童相談所が設置されたことによる。21 年度以降の増加は集計方法の変更によるが、傾向としては児童に関する相談は増加している。

たらずあらゆる暴力は、子どもの人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう啓発活動に取り組みます。

また、被害を受けた子どもに対する救済・保護を目的とした相談体制の強化に努めます。特に、児童虐待については、児童相談所の機能の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関や地域住民が一体となってネットワークを構築し、早期発見や子どもの安全確保に重点を置いた対応に努めます。

さらに、再発を防止するため、虐待を行った保護者や虐待を受けた子どもの心のケア等が充実されるよう関係機関との連携に努めます。

#### (エ) いじめ、不登校等への対応

暴力行為やいじめ、不登校等の問題の解決に向け、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー<sup>44</sup>の配置など教育相談体制の充実に取り組みます。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底します。

学校・教育委員会・関係機関からなる支援組織を構築して個々の児童生徒の援助に当たるとともに、適応指導教室やボランティア、NPO等との連携を促進するなど、地域ぐるみの支援体制の整備を図ります。

#### (オ) 相談体制の充実

子育ての悩み、いじめや不登校、児童虐待などの様々な問題を解決するため、本市における家庭児童相談室の充実と努めるとともに、各種相談機関や相談員が相互に連携を図るためのネットワークのさらなる充実に努めます。

また、鹿児島地方法務局鹿屋支局において実施している「子どもの人権SOSミニレター」相談のほか、「子どもの人権110番<sup>45</sup>」、「インターネット人権相談<sup>46</sup>」の周知を図るとともに、関係機関との緊密な連携の下に、これらの活用を促進します。

### (3) 高齢者

#### ① 現状と課題

高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいます。我が国においては、平成27年（2015年）には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されていますが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追い付いておらず、早急な対応が喫緊の課題となっています。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、昭和57年（1982年）にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成3

<sup>44</sup> ソーシャルワーカー（Social Worker） 広義には社会福祉事業に携わる人の総称だが、国家資格である「社会福祉士」と「精神保健福祉士」をいう。様々な理由により社会から孤立した人々の社会参加や社会復帰を支援する役割を担う。鹿屋市では、これに準ずる相談員として、平成20年度から「マイフレンド相談員」を配置し、生徒指導に関する事業を総合的に実施するとともに教育相談等の自立支援に当たっている。

<sup>45</sup> 子どもの人権110番 全国50の法務局・地方法務局に設置されている。全国共通ダイヤル0120-007-110。

<sup>46</sup> インターネット人権相談 必要事項を入力して送信すると、所管の法務局・地方法務局から電話・面談により相談を行う。パソコンまたは携帯電話から「インターネット人権相談」で検索する。

年（1991年）の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

我が国においては、平成7年（1995年）12月に高齢社会対策基本法を施行し、以後、同法に基づく高齢社会対策要綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、平成12年（2000年）4月の「介護保険法（平成9年法律第23号）」の施行など、各種の対策が講じられてきました。介護保険制度は、従来、家族の担ってきた介護を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着しています。

平成13年（2001年）12月には、より一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱<sup>47</sup>が閣議決定されました。また、痴呆高齢者の「痴呆」の呼称には、蔑視的な意味合いが含まれているとの指摘がなされたことから、平成16年（2004年）6月に厚生労働省に有識者による『『痴呆』に替わる用語に関する検討会』が設置され、平成16年（2004年）12月の同検討会の報告書に基づき、厚生労働省は、「痴呆」の用語を「認知症」に変更しました。

平成18年（2006年）4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」が施行され、高齢者の虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の虐待防止のための支援措置が明記されました。

本県においては、平成15年（2003年）3月に鹿児島県介護保険事業支援計画を含む「鹿児島すこやか長寿プラン2000」を見直し、「鹿児島すこやか長寿プラン21」が策定され、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の整備や、ホームヘルパーなどの在宅福祉サービスの供給体制の計画的な整備が行われてきました。

また、高齢者が社会の担い手として、元気に社会参加できるような地域社会づくりを目指す「ヤング高齢者元気活躍プラン」を推進するため、市町村に主体的な取組を促しています。

本市においても、高齢化や核家族化が急速に進展し、ひとり暮らし、高齢者夫婦のみ世帯が増加しています。65歳以上の人口は25,702人となり（平成23年9月末現在）、高齢化率は24.3%と、4人に1人が65歳以上という状況を迎えようとしています。

これに伴い、身体機能が低下し、寝たきりや認知症等により介護サービスを必要とする高齢者が増加しており、社会的つながりの希薄化や身体的な衰えにより外出する機会が少なくなるなど、地域や社会から孤立する高齢者や、老老介護により介護うつになる高齢者も生じています。

本市においては、平成12年（2000年）に「鹿屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「社会参加・生きがいのある生活への支援」、「高齢者の健康づくりと介護予防の推進」、「高齢者の暮らしを支えるサービスの充実」、「高齢者を見守る地域ケア体制の構築」、「あんしん地域ネットワーク推進協議会の設置」などの施策を積極的に進めています。

また、高齢者の人権にかかわる問題として、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有

<sup>47</sup> 新しい高齢社会対策大綱 高齢社会対策基本法に基づいて政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針。本格的高齢社会に移行することから、高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢を明確にし、横断的な取組課題を定め、関連施策の総合的な推進を図ることとした。

する財産権の侵害などへの対応を求められるとともに、高齢者の日々の暮らしを心豊かで生きがいのあるものにするために、社会参加や生きがい活動への取組の充実も求められており、高齢者の自立を支援していくことが大きな課題となっています。

「自立した生活を送りたい」という願いは、高齢者が一個人として尊重され、その人らしく生きぬく上で保障されなければなりません。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるように、地域住民・関係機関が連携して支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとします。

## ②施策の方向

### (ア) 高齢者の人権についての教育・啓発活動の推進

高齢者の人権についての市民の理解と認識を深めるとともに、高齢者が社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための教育・啓発活動を推進します。

学校教育においては、高齢化の進行を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などに関する理解を深めさせる教育を推進します。

特に、9月第3月曜日の「敬老の日」、9月15日～21日の「老人週間」を中心に、高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、広く市民に高齢者の福祉や人権について身近なこととして理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

また、高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、町内会や子ども会等との連携を図りながら、世代間交流の充実にも努めます。

### (イ) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者への虐待や財産権の侵害は、高齢者の人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じた社会認識の醸成に努めます。

虐待については、地域包括支援センター等において、介護や日常生活の悩みごとに関する相談に応じるなど、その未然防止に努めます。虐待を受けている高齢者については早期発見に努めるとともに、個別のケースに応じて、在宅サービスや施設サービスの提供につなげられるよう相談・助言等に努めます。

悪質商法等による財産権の侵害については、高齢者に対する啓発活動を強化して未然防止に努めるとともに、事案が発生した場合は、鹿屋市消費生活センターによる相談体制を活用し適切に対応します。

また、認知症等により判断能力の不十分な高齢者については、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう、成年後見制度の周知と活用の促進を図ります。

### (ウ) 高齢者の雇用・就業機会の確保

平成 18 年（2006 年）4 月に改正された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律<sup>48</sup>（昭和 46 年法律第 68 号）」に基づき、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために鹿児島労働局等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

また、高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保を図るため、鹿児島労働局等の関係機関との連携の下に、企業等に対する啓発活動を推進します。

#### （エ）バリアフリー<sup>49</sup>の推進

高齢者等が住み慣れた地域の中で安全かつ快適な生活を送ることのできる「福祉のまちづくり」を一層推進するため、ユニバーサル・デザイン<sup>50</sup>の考え方も取り入れながら、市有施設をはじめ民間等の公共的施設、公共交通手段のバリアフリー化の促進に努めます。

## （４）障害者

### ①現状と課題

障害者基本法第 3 条第 1 項は、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加が確保されること」と規定していますが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあります。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国連では、昭和 46 年（1971 年）に「知的障害者の権利宣言」、昭和 50 年（1975 年）に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーション<sup>51</sup>の理念に基づく指針が示されました。また昭和 54 年（1979 年）の第 31 回総会においては、昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が昭和 54 年（1979 年）に承認されています。

また、昭和 58 年（1983 年）から平成 4 年（1992 年）までの 10 年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されましたが、「国連・障害

<sup>48</sup> 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、定年の定めがある事業所に、定年引き上げ、継続雇用制度導入、定年の廃止、の何れかの高年齢者雇用確保措置を講ずるよう定めたもの。定年引き上げは、平成 25 年 3 月末までに 64 歳に、25 年 4 月以降は 65 歳とするよう定められている。平成 24 年度からは厚生年金の支給開始年齢が 61 歳へ引き上げられるが、60 歳の定年後、希望者全員を再雇用している企業は半数にも満たず、雇用の空白期間が生じつつあるため、65 歳までの再雇用を義務化する法改正も検討されている。

<sup>49</sup> バリアフリー (Barrier Free) 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として登場した。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている文化・情報面、制度面、意識面等の障壁の除去という意味でも用いられる。

<sup>50</sup> ユニバーサル・デザイン (UD, Universal Design) バリアフリーが障害によりもたらされるバリアに対処するという考え方であることに対し、ユニバーサル・デザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境、製品などをデザインする考え方をいう。

<sup>51</sup> ノーマライゼーション (Normalization) デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害のある人の福祉の重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を備えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

者の十年」の終了後は、「国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)」において、平成 5 年 (1993 年) から平成 14 年 (2002 年) までの 10 年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、さらに継続して障害者問題に取り組むこととされています。

我が国においては、昭和 57 年 (1982 年) 3 月に「障害者対策に関する長期計画」を策定するとともに、同年 4 月には内閣総理大臣を本部長とする「障害者対策推進本部 (平成 8 年 1 月、障害者施策推進本部に改称)」が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなりました。

また、平成 5 年 (1993 年) 3 月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、平成 7 年 (1995 年) 12 月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成 8 年度から平成 14 年度までの 7 か年を計画期間とする「障害者プラン」を策定し、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られてきました。

平成 14 年 (2002 年) 12 月には、平成 15 年度を初年度とする 10 か年の「障害者基本計画」が策定され、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進が図られました。

近年では、身体障害者を対象とした世界最高峰のスポーツ競技大会である「パラリンピック<sup>52</sup>」での選手の活躍が広く伝えられるようになり、障害者の競技スポーツ・文化に対する人々の関心が高まっています。また、知的発達障害のある人による「スペシャルオリンピックス」も注目されており、障害者の社会参加と障害者に対する理解の促進に貢献しています。

本県においても、平成 7 年 (1995 年) に鹿児島県新障害者対策長期計画を策定するとともに、平成 9 年 (1997 年) には、その重点実施計画として、平成 9 年度から平成 14 年度までの 6 か年を計画期間とする「鹿児島いきいき障害者プラン」を策定し、障害者の生涯の各時期において、全人間的復権に寄与し、障害者の自立と社会参加を目指すリハビリテーション<sup>53</sup>や障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会の実現を目指すノーマライゼーションの理念の実現に向けた総合的かつ計画的な取組が進められてきました。

平成 15 年度には、国の障害者基本計画の策定や介護保険制度の創設、支援費制度への移行など障害者を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成 15 年度を初年度とする 10 年間にわたる障害者施策の基本的方策を示した「鹿児島県障害者計画」及びその前期 5 か年の重点実施計画である「鹿児島いきいき障害者プラン 21」を策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進が図られています。

なお、平成 16 年 (2004 年) に「発達障害者支援法<sup>54</sup> (平成 16 年法律第 167 号)」が成立し、自閉症などの発達障害についても、鹿児島県障害者計画の中で支援を図ることとしています。

<sup>52</sup> パラリンピック (Paralympic Games) 平行 (Parallel) とオリンピック (Olympic) の造語で、「もう一つのオリンピック」と解釈される。もともとは半身の不随 (paraplegic) を意味し、「手術よりスポーツを」の理念で始まった。オリンピックと同年に同場所で開催され、2004 年のアテネ大会から夏季オリンピックと共同の開催組織が運営する。

<sup>53</sup> リハビリテーション (Rehabilitation) 障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指す考え方。

<sup>54</sup> 発達障害者支援法 自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を持つ者の援助等について定めた法律。発達障害の早期発見、発達支援、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援などについて規定する。

本市においては、平成 18 年（2006 年）1 月の合併を期に、平成 19 年度から平成 26 年度を計画期間とする「鹿屋市障害者基本計画<sup>55</sup>」を策定し、発達障害者支援法に掲げられた障害福祉サービス等を円滑に実施できるように取組を行っています。

また、ホームページや啓発用ポスター等、各種広報媒体による啓発のほか、イベント等を通じた啓発活動を実施しています。この中には実行委員会が民間主導で活動し多くの市民の参加を得て一定の成果を収めている啓発イベント「とっておきの音楽祭」などもあります。

こうした取組にも関わらず、障害者への差別意識が未だに存在しているのが現状であり、差別意識をなくすために、障害者への正しい認識を深めるための幅広い啓発活動が継続的に行われることが必要です。

また、施設入所や入院している障害者については、「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」の施行に伴い、障害者福祉サービスを提供するに当たり「施設入所・入院から地域生活（居宅）への移行を推進」することを基本的な方向性として定められました。このことは今まで施設や病院内で地域社会との交流の少なかった障害者が地域で生活するための地域基盤の整備がさらに必要とされることとなりますが、それに対応する福祉施設等の整備は進んでいないのが現状です。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとします。

## ②施策の方向

### (ア) 障害者の人権についての教育・啓発活動の推進

障害や障害者に対する偏見や差別意識を解消し、障害の有無にかかわらず、誰もが支え合いながらともに生きる「共生の心が根づく鹿屋」を実現するため、あらゆる機会と媒体を活用しながら、障害者の人権に関する啓発活動を推進します。

障害者に対する理解と認識を高めるため、小・中学校等や地域における交流及び学習活動を通じて、児童生徒、保護者及び教職員等に対する啓発活動を推進するとともに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などに関する理解を深める教育を推進します。

また、12 月 3 日からの 9 日の「障害者週間」を中心に、障害者問題に対する理解と認識が深まるよう、広く市民に対する啓発・広報に努めます。

### (イ) 障害者の権利擁護の推進

雇用差別や虐待等は、障害者の人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じた社会意識の醸成に努めます。

また、障害者の人権問題の解決を図るため、福祉事務所など関係機関との緊密な連携の下、鹿児島地方方法務局鹿屋支局の常設人権相談所等における人権相談や「障害者 110 番<sup>56</sup>」事業

<sup>55</sup> 鹿屋市障害者基本計画 平成 19 年、「障害者に対するアンケート調査」の結果や関係機関や関係者、市民の意見を参考に策定した。ノーマライゼーションの理念の下に、障害者基本施策の方針として「すべての市民が自らの意思で生き生きと生活し、活動できる社会」を目指す。

<sup>56</sup> 障害者 110 番 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）やその家族の日常生活における不安や悩みに対応する電話相談。鹿児島県の場合は、県の委託を受けて社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会が常設の相談窓口（障害者 110 番）を設置している。電話番号は 099-228-6000。



の活用を図るなど、人権擁護のための相談体制の充実に努めます。

さらに知的障害者、精神障害者などの中で、判断能力が十分でない人の権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、NPO等との連携も図りながら、成年後見制度の周知と活用の促進を図ります。

虐待等の人権侵犯事件については、適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。

#### (ウ) 障害者の雇用・就業機会の確保

9月の「障害者雇用支援月間」を中心に雇用啓発活動を推進するとともに、障害者雇用率制度<sup>57</sup>の厳正な運用により、障害者の就業機会の確保に努めます。

また、国が実施している障害者に対する職業相談・職業紹介等との連携を図りながら、公共職業安定所（ハローワーク）に配置している障害者雇用対策推進員を活用して、企業情報の収集等を実施し、障害者の能力・特性に応じた職域の拡大に努めるとともに、短時間雇用や在宅就業等の普及を図ります。

さらに障害者職業センターや福祉関係機関との連携を図りながら、障害者の特性に応じた職業リハビリテーションを実施するとともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）や「障害者就業・生活支援センター」の活用を促進し、障害者の雇用促進・職場定着に努めます。また、一般企業での就労が困難な障害者を対象に、通所授産施設<sup>58</sup>等の整備を促進します。

#### (エ) 雇用の場における人権の擁護

企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないよう、鹿児島県や商工会議所・商工会などの関係機関・団体との連携の下に、企業に対する啓発活動を推進します。

また、鹿児島労働局など関係機関との連携を回りながら、障害者の公正な採用・選考が行われるよう啓発に努めます。

#### (オ) バリアフリーの推進

障害者等が住み慣れた地域の中で安全かつ快適な生活を送ることのできる「福祉のまちづくり」を一層推進するため、ユニバーサル・デザインの考え方も取り入れながら、市有施設をはじめ民間等の公共的施設、公共交通手段のバリアフリー化の促進に努めます。

#### (カ) 鹿屋市障害者基本計画の推進

障害者福祉施策のさらなる充実に努めるため、鹿屋市障害者基本計画に基づく取組を進め、これに定められた4つの施策目標である、地域における生活支援、自立と社会参加の促進、人々の暮らしを支える保健・医療の充実、質の高い生活を実現するための情報・社会参加の促進について、その達成に努めます。

<sup>57</sup> 障害者雇用率制度 「障害者の雇用等の促進に関する法律」により、事業主に対し、法的雇用率に相当する以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けている制度。

<sup>58</sup> 通所授産施設 作業を通じて健康維持や生活習慣を習得させることを目的とする障害者向け施設。通所更生施設または作業所とも呼ばれ、障害者自立支援法の上では地域活動支援センター（Ⅲ型）と呼ばれる。また高齢者の通所リハビリテーションなどを目的とする施設も多い。

## (5) 同和問題

### ①現状と課題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもあります。同和問題の本質については、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申に次のとおり述べられています。

- 同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。
- 近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。
- 同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることが同和問題解決の中心的課題である。

この答申を受けて、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法<sup>59</sup>（昭和44年法律第60号）」を制定し、その後「地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）」の立法措置及び数次の法改正を行い、同和地区住民の生活実態の中にあらわれている「実態的差別」、人々の観念や意識のうちに潜在し、言語や文字や行為を媒介として顕在化する「心理的差別」の解消に向けて関係諸施策が推進されてきました。

その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきました。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等があります。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為<sup>60</sup>」も依然として横行<sup>61</sup>しているなど、深刻な状況にあります。

<sup>59</sup> 同和対策事業特別措置法 昭和44年成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とする。これに基づく対策を同和対策事業と呼ぶが、地域改善対策特別措置法の施行後は、地域改善対策に名称変更された。

<sup>60</sup> えせ同和行為 「同和問題はこわい問題である」という誤った意識に乗じ、同和問題を口実に不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。同和問題の解決に真摯に取り組んできた関係者のイメージを損ね、教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の阻害要因となっている。

<sup>61</sup> えせ同和行為の横行 平成21年に法務省が実施した「平成20年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート」によると、機関誌・図書等物品購入の強要、言いがかり・無理難題などの被害を受けた事業所の割合は16.1%だった。業種別には建設業や卸売業が高く、従業員規模別では50人未満、100人～300人未満の事業所が高い。

本県においては、昭和 50 年（1975 年）に知事部局に同和対策室（現人権同和対策課）を、昭和 56 年（1981 年）には教育庁に同和教育室（現人権同和教育課）を、同年、関係市町村との連携強化の必要から、鹿児島県同和対策推進協議会（現鹿児島県同和対策連絡協議会）を設置するなど、地域改善対策の推進体制の整備・充実が図られてきました。

教育面においては、教育の機会均等を確保するため、奨学金などの貸与制度を運用するとともに、学力格差の是正や進路指導の充実、心の教育の推進等の教育課題に応えるため、一人ひとりを大切にした同和教育の実践が全県下の学校で推進されています。

啓発活動では、県民の同和問題に対する正しい理解と認識が深まるよう、各種広報媒体の活用をはじめ、講演会の開催などに取り組むとともに、企業等の公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発が進められてきました。

本市においても、小・中学校や社会教育施設を中心に、同和問題に関する教育活動が積極的に展開されてきました。また、公共施設におけるポスター掲示などの啓発活動に取り組むとともに、同和問題に取り組む各種団体に対する大会メッセージの送付など、関係団体との連携に努めてきました。

同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、地域改善対策協議会が昭和 61 年（1986 年）12 月に行った意見具申の今日的課題<sup>62</sup>やこれまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえるとともに、平成 8 年（1996 年）5 月の意見具申<sup>63</sup>の趣旨に留意し、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、以下の取組を積極的に推進することとします。

## ②施策の方向

### （ア）同和問題についての教育・啓発活動の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るためには、市民一人ひとりがこの問題を自分自身の課題として捉えることが必要です。このため、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、これまでの同和教育・啓発活動の成果、手法を生かし、さらに工夫を加えながら、鹿児島県同和対策連絡協議会や鹿児島県人権同和問題啓発推進協議会、関係団体との連携の下、差別意識の解消に向けた同和教育及び啓発活動を積極的に推進します。

### （イ）えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、同和問題や同和地区関係者に対する予断や偏見をあおり、増幅させるものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。このため、えせ同和行為の排除に向け、啓発活動を推進するとともに、関係機関や企業等に対する適切な情報提供や助言に

<sup>62</sup> 昭和 61 年の意見具申 「今後における地域改善対策について」。差別意識の解消を阻害し、新たな差別意識を生む新しい要因が生じているとし、①行政の主体性の欠如、②同和関係者の自立及び向上の精神の養育の視点の軽視、③えせ同和行為の横行、④同和問題についての自由な意見の潜在化傾向の 4 点を今日的課題として指摘。これらを是正することが同和問題に対する国民の理解と協力を得るために不可欠であるとした。

<sup>63</sup> 平成 8 年の意見具申 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」。当時の総理府に置かれた地域改善対策協議会が、今後の地域改善対策に関する方策について意見を報告したもの。地域改善対策事業に関する特別措置法である地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号）が、平成 9 年 3 月末に失効するに当たり行われた。具体的な方策の審議が、後の人権擁護推進審議会答申につながる。

努めます。

#### (ウ) 差別事象への対応

結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等については、人権侵犯事件として適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。

また、鹿児島地方法務局鹿屋支局、鹿児島県等の関係機関・団体が緊密に連携しながら、人権相談の促進を図ります。

#### (エ) 企業における公正な採用選考の促進

就職に関する差別をなくすため、雇用主に対して公正な採用選考が行われるよう鹿児島労働局等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

### (6) 外国人

#### ①現状と課題

我が国の外国人登録者数は、平成21年(2009年)12月末現在218万6千人で、過去最高を記録した平成20年末に比べて3万1千人減少しているものの、昭和59年(1984年)の84万1千人から、2.6倍になるなど増加しています。

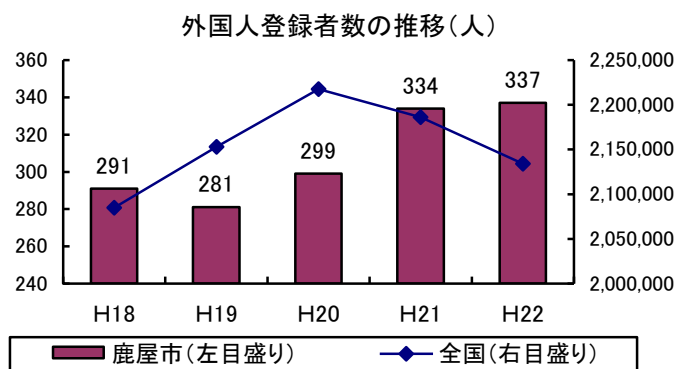
本市においても、平成23年3月末の外国人登録者数は337人(男76人・女257人)で、過去最高となりました。特に、市内の農場や食品加工場における技能研修者が増加する傾向にあり、経済面における国際化が進んでいます。

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。

本県においては、これまで、県民、国際交流団体、在住・来訪外国人相互の交流や情報交換の拠点施設として「鹿児島県国際交流プラザ」を開設するとともに、アジア・太平洋地域を中心とする海外諸国との国際交流・協力に関する研修、県民と外国人との交流の場として「アジア・太平洋農村研修センター」を本市に整備するなど、国際交流基盤の整備に努めています。

本市においては、アジア・太平洋農村研修センターや「鹿屋市民族館」などの施設を活用し、外国の生活文化の紹介や異文化交流に取り組むとともに、外国人青年による地域住民を対象にした語学講座や学校等訪問を実施するなど、地域住民に対する異文化体験の場の提供に努めてきました。

具体的には国際交流協会を通じて、在住外国人に対する理解を深めるためのホームステイ事業、外国の生活や文化を紹介する外国料理体験事業や異文化交流等の事業を実施することによ



り、地域住民と外国人との交流を図り、偏見や差別意識の解消を推進してきました。また、日本語・英語・中国語による「外国人のための防犯・交通教室」冊子を発行し、市内に居住する外国人の安全確保に取り組むなど、国際交流における人材育成や生活基盤の整備を中心とした取組を実施してきました。

こうした取組や国際化の機運にも関わらず、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。

その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていくと考えられますが、未だに一部に問題が存在しています。

平成 24 年 7 月からは、これまで我が国に在留する外国人の登録を実施してきた「外国人登録法<sup>64</sup>（昭和 27 年法律第 125 号）」が廃止され、3 か月を超えて我が国に住所を有し適法に滞在している外国人は、新たに住民票を作成し住民基本台帳に登録されることとなります。

これは、我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっていたことから、市町村等の行政の合理化と外国人住民の利便の増進を図ることを目的に導入されるものです。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとします。

## ② 施策の方向

### (ア) 外国人と市民の相互理解のための人権教育・啓発活動の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化、習慣等の多様性を尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指す啓発活動を推進します。

学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて、広い視野をもち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図ります。

また、真に国際化時代にふさわしい人権意識をはぐくむよう、学校や社会教育における国際理解教育、人権教育、社会における人権啓発活動を推進し、国際化社会にふさわしい人権意識を持った人材を育成します。

さらに、在住外国人や外国人観光客と市民がお互いにストレスを感じることなく交流できるよう、外国人と日本人の文化や生活様式の違いを学ぶワークショップを開催するなど、外

<sup>64</sup> 外国人登録法 我が国に 90 日以上在留する外国人の居住関係や身分関係の明確化、政府による適正な管理のための諸制度（外国人登録制度等）について規定。昭和 27 年施行。平成 24 年廃止。

国青年による地域住民、学校や保育園等との交流に取り組みます。

人権侵犯事件については、適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。

#### (イ) 外国人にやさしい街づくりの推進

外国人が安心して快適に生活できるよう、市や県、民間団体が実施する国際理解講座や各種行事などを通じて、外国人に対する理解を深めたり、外国人との交流活動を促進したりするとともに、国際交流・協力を目的とするボランティア・NPO等との連携を強化し、その自主的取組の促進に努めます。

また、ユニバーサル・デザインの考え方も取り入れながら、外国語標識、案内板の整備などに努めます。特に、市内に居住する外国人の安全を確保するため、多言語パンフレットによる広報活動の充実、防犯や災害時における避難誘導等の案内に配慮します。

異なった言葉や習慣、価値観をもつ人々の文化を理解することは、個人個人が「地球市民」としての意識を持つことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神を持って安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

### (7) HIV感染者等

#### ①現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、感染者や患者、家族に対する様々な人権問題が生じています。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることはいうまでもありませんが、それとともに、感染者や患者、家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせません。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)<sup>65</sup>と呼んでいます。エイズは、昭和56年(1981年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。我が国においても昭和60年(1985年)3月に最初のエイズ患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきました。

平成10年(1998年)には、HIV感染者の人権尊重を基本理念とし、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」が施行されましたが、エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。

そして、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

<sup>65</sup> エイズ(Acquired Immunodeficiency Syndrome) 後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することにより(後天性)、病原体に対する人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

本市においては、エイズ予防に関する啓発として、エイズに関する資料や啓発品を毎年配布し、広報活動を行なっています。

学校においては、エイズに関する知識の普及を行い、思春期の子どもたちがエイズ予防に関心を持ち、エイズに対する偏見や差別をなくし、ひいては性についての正しい考えを得ることで自己肯定感を持ち、自分を含めた命の尊さを学習できるよう、教材（ビデオ、書籍、模型、体験教材）の貸出しや、講演会、学習会を実施しています。

相談体制については、日常的には相談員が相談室や電話による相談に応じていますが、毎月20日を「こころの相談日」と位置づけて定例相談日を設けるとともに、専門的な検査や治療に関しては保健所と連携して対応しています。

こうした取組により、子どもたちだけでなく学校職員や保護者の関心も増加し、学校における教育活動も定着しつつあります。

基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、エイズ患者やH I V感染者に関しては、市民との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとします。

## ②施策の方向

### (ア) 正しい知識の普及・啓発の推進

基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、エイズ患者やH I V感染者に関しては、市民との共存・共生に関する理解を深める観点から、今後も病気に関する正しい知識の普及、啓発の一層の推進や相談体制の充実等に努めます。

特に、12月1日の「世界エイズデー」を中心とした11月16日から12月15日までは、鹿児島県が定める「鹿児島レッドリボン月間」です。この月間において、保健所と連携しながら普及啓発活動を行うとともに、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識の解消を図ります。

学校においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する差別や偏見をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進します。

新型インフルエンザやその他の病原体等による感染症についても、患者等の人権が損なわれないよう、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。

### (イ) 人権侵犯への適切な対応

エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題がありますが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件と

して、適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施し、エイズ患者やH I V感染者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

## (8) ハンセン病問題

### ①現状と課題

ハンセン病は、らい菌による感染症です。らい菌は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気で、感染しただけでは発病することはまれで、発病した場合であっても、早期に適切な治療を行えば確実に治ります。また、遺伝する病気ではありません。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、従来、我が国においては、発病した患者の症状の特徴から「こわい病気」など誤ったイメージが定着し、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。

この隔離政策は、昭和 28 年（1953 年）に改正された「らい予防法<sup>66</sup>」においてもそのまま継続され、さらに、昭和 35 年に世界保健機関（WHO）がハンセン病患者の差別法撤廃を提唱した後も、改められることはありませんでした。

平成 8 年（1996 年）に「らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号）」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりますが、療養所入所者の多くは、これまでの長年にわたる隔離などにより家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、自主的な社会復帰（退所）が困難な状況にあります。

このような状況の下、平成 13 年（2001 年）5 月、熊本地方裁判所においてハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下されました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国による入所者や社会復帰者に対する賠償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られました。

平成 21 年（2009 年）4 月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）」が施行されました。ハンセン病回復者<sup>67</sup>等の被害の原因を「国の隔離政策のため」とし、国に入所者等への医療体制の整備、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務付けるとともに、療養所の施設や土地の地域住民への開放や自治体の利用を可能とする規定も盛り込まれています。

本市においては、鹿児島県が定める「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に伴い、啓発講演会の開催やパネル展示、啓発用リーフレットの作成及び配布を行っています。また、国立療養所星塚敬愛園においては、昭和 51 年（1976 年）からゲートボールを通じた地域交流が続けられています。

<sup>66</sup> らい予防法 昭和 28 年法律第 214 号。らいの予防、らい患者に対する適正な医療の普及を図ることを目的とする。らい予防法の廃止に関する法律をもって廃止された。

<sup>67</sup> ハンセン病回復者 ハンセン病の回復者について、国の基本計画、県の基本計画においては「元患者」と標記されているが、最近の法務省の資料等においては「回復者」と標記されているため、本計画もこれに準ずることとした。



平成 22 年（2010 年）6 月には、関係団体の協力の下、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき「国立療養所星塚敬愛園将来構想」が策定されました。この将来構想は、ハンセン病回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指すものです。現在、この構想により、入所者と地域をつなぐボランティアの育成・活用が行われています。

こうした取り組みを継続するとともに、ハンセン病問題を風化させず、自然な理解が生まれるよう、施設を地域に開放し、交流がより促進されることが望まれます。

しかしながら、ハンセン病回復者に対する入居拒否や宿泊拒否問題<sup>68</sup>が生じるなど、ハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあります。基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、ハンセン病問題に関しては、偏見や差別意識の解消に向けてより一層の努力を図るという観点から、以下の取組を積極的に推進することとします。

## ②施策の方向

### (ア) ハンセン病問題に関する啓発活動の推進

啓発資料の作成・配布、各種の広報活動や講演会の開催、療養所入所者との交流等を通じて、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病問題への正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。

特に、6 月 22 日の「名誉回復及び追悼の日<sup>69</sup>」、6 月第 3 日曜日からの 1 週間の「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心に、集中的に啓発活動を実施します。また、学校、家庭、地域社会、企業においても、啓発資料の適切な活用を図ります。

### (イ) ハンセン病回復者等の社会復帰に向けた支援

ハンセン病回復者等の自主的な社会復帰を支援するため、鹿児島県や関係団体と連携し社会生活における様々な問題に対応した相談体制を整備し、公営住宅への入居をはじめ、社会復帰に向けた各種の支援に取り組みます。

また、人権問題の解決を図るため、鹿児島地方法務局鹿屋支局や療養所、保健所などの関係機関・団体と密接に連携しながら、人権相談の促進を図ります。

### (ウ) 人権侵害への対応

ハンセン回復者等に関しては、日常生活における差別や偏見といった社会復帰の妨げとなる行為等の問題がありますが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病回復者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。

<sup>68</sup> ハンセン病回復者の宿泊拒否問題 平成 15 年 11 月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が、宿泊を申し込んだ熊本のホテルから宿泊を拒否された問題。

<sup>69</sup> 名誉回復及び追悼の日 厚労省はそれまで毎年 6 月下旬に「ハンセン病を正しく知る週間」を設け、啓発事業を行ってきたが、回復者に対する名誉回復措置などを義務付けたハンセン病補償法の施行日（01 年 6 月 22 日）にちなみ、平成 21 年から、この日を「名誉回復及び追悼の日」と定めた。

## (9) 犯罪被害者

### ①現状と課題

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為により生命、身体又は財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことで精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮したりする場合があります。

また、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、さらには近隣のうわさ話等による不快感から深刻なストレスを受けたりするなど、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられています。また、一部マスメディアによる行き過ぎた取材や報道による生活の平穩の侵害等も指摘されています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成 12 年（2000 年）に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成 13 年（2001 年）には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）」が改正されました。

平成 17 年（2004 年）4 月には、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための「犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）」が施行され、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を実施するよう定められました。また、同法に基づき、平成 17 年（2005 年）12 月には「犯罪被害者等基本計画」が策定され、平成 23 年（2011 年）3 月には、第 2 次となる計画（計画期間平成 23 年度～27 年度）が閣議決定され、国と地方公共団体との連携・協力が定められています。

本県においては、平成 8 年（1996 年）に警察本部警務課に被害者対策係を設置して、被害者支援に関する指導、調整関係機関との連携、犯罪被害者等給付金の裁定事務等を行うとともに、平成 10 年（1998 年）に被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進する基本方針となる鹿児島県警察被害者対策要綱を制定し、警察における犯罪被害者対策を推進しています。

さらに同年、鹿児島県医師会、県弁護士会、鹿児島県臨床心理士会、鹿児島県関係部局と連携して「鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会」を組織し犯罪被害者等のニーズに対応した被害者支援を推進するとともに、平成 17 年（2004 年）3 月 10 日には「社団法人かごしま犯罪被害者支援センター（以下「犯罪被害者支援センター」という。）を設立し、犯罪等の被害者・家族・遺族に対する精神的ケアや被害の軽減・回復、社会全体の被害者支援意識の高揚に取り組んでいます。

本市においては、犯罪被害者支援センターに負担金を拠出してその運営に関わるほか、犯罪被害者支援センターの紹介などを通じた啓発活動に取り組んできましたが、犯罪被害者支援センターの認知度や犯罪被害者に対する市民の関心は必ずしも高くありません。

犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるようにするため、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の

充実や関係機関との連携の強化が求められています。

## ②施策の方向

### (ア) 犯罪被害者等の人権についての啓発活動の推進

市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮することができる社会の実現を目指して、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。

特に、11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者の状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮について、重点的な啓発に取り組みます。

また、世論の形成に大きな影響を及ぼす可能性を有しているマスメディアに対しても自主的な取組が図られるよう理解を求めるとともに、犯罪被害者支援センターを積極的に周知することにより、犯罪被害者の人権問題に関する市民の関心を高めます。

### (イ) 犯罪被害者等に対する支援の充実

犯罪被害者等への情報提供、相談、カウンセリング体制の整備、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減等が推進されるよう、犯罪被害者支援センターなど関係機関と密接に連携し、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

## (10) インターネット等による人権侵害

### ①現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

また、携帯電話の急速な普及に伴い、携帯電話のメール等を使った誹謗中傷等による人権侵害も発生しており、犯罪の誘因になることも考えられます。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダー等<sup>70</sup>に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応が行われています。

平成14年(2002年)5月には、プロバイダー等の自主的な対応を促進するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「プロバイダー責任制限法」という。)」が施行され、これにより、ホームペー

<sup>70</sup> プロバイダー等 プロバイダー責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象とし、いわゆるプロバイダー(ISP: Internet Services Provider)だけでなく、掲示板を設置するウェブサイトの運営者等も規制の対象とされる。

ジ等において権利の侵害があった場合、プロバイダーに対し、発信者情報の開示を請求できるようになるとともに、相当の理由がある場合には、プロバイダーが書き込みを削除しても発信者に対して損害賠償責任を負わないこととなりました。

特に、子どもが加害者や被害者となり、トラブルに巻き込まれる事案が増えていることから、平成 21 年（2009 年）4 月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）」が施行され、プロバイダー等にフィルタリングの提供を義務化するなど、対策を強化しています。

本市においては、特に小・中学校等において、教育活動の一環として児童生徒に対する啓発活動が行われています。また、個人情報保護に関する研修会に対して講師を派遣する際に、情報セキュリティに関する啓発活動を併せて行うなどの取組を行っていますが、技術進歩の早さもあり、全ての市民を対象とした的確な教育・啓発活動として十分ではありません。

## ②施策の方向

### (ア) 啓発活動の推進

インターネット等を利用する一人ひとりが、情報モラルを守り、人権を侵害するような情報の掲載、送付等をしないよう、各種研修会やテレビ、ラジオなどのメディアを活用して、積極的な啓発活動に努めます。

また、インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、鹿児島地方法務局鹿屋支局、鹿児島県等の関係機関・団体と緊密な連携の下、適切な解決を図ります。

### (イ) 情報モラルに関する教育の充実

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解できるようにするための教育の充実を図ります。

また、インターネット等の現状について、特に保護者の理解、知識が乏しいことから、インターネットの危険性について保護者に対する周知、教育を充実するとともに、有害サイトに接続させないようにフィルタリング機能等の活用を促します。

## (11) 北朝鮮当局による拉致問題等

### ①現状と課題

1970 年代から 1980 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成 3 年（1991 年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。

北朝鮮側は、頑なに否定し続けていましたが、平成 14 年（2002 年）9 月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め謝罪しました。同年 10 月、5 名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、平成 22 年（2010 年）までに 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜

査・調査を進めています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。

また、国連においては、平成 15 年（2003 年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成 17 年（2005 年）の国連総会決議を踏まえ、平成 18 年（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律第 96 号）」が制定されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

本県においても、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、平成 18 年（2006 年）10 月、県庁内に「拉致問題庁内連絡会議」を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制を整えています。

本市においては、平成 18 年 6 月に新潟県を事務局とする「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」が発足したことから、これに参加するとともに、平成 18 年 10 月に庁内に「拉致問題庁内連絡会議」を設置しました。

これにより、ポスターやチラシの配布及び募金箱の常設、署名活動への協力、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に伴う懸垂幕の掲出、パネル展示、募金及び署名活動などに取り組み、拉致問題の早期解決に努めてきたところです。

拉致問題等については、その解決には市民一人ひとりの声が大きき力となることから、正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため、以下の取組を積極的に推進します。

## ②施策の方向

### (ア) 拉致問題等についての啓発活動の推進

12 月 10 日から 16 日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、あらゆる場を通じた啓発・広報に努めるとともに、人権啓発パンフレットの作成・配布や研修などを通じて、広く市民に対する啓発活動を推進します。

また、拉致被害者家族等との協力・連携を充実するとともに、拉致被害者家族及び特定失踪者家族を抱える他の自治体と協力し、署名・募金活動、世論に対する訴求、政府等に対する要請活動を支援します。

### (イ) 学校における教育の充実

人権教育資料等を活用して教職員への周知に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

## (12) アイヌの人々

### ①現状と課題

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においても固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の文化を有しています。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策<sup>71</sup>などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとはいえない状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ<sup>72</sup>福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題もあります。

このような状況の下、平成7年（1995年）3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年（1997年）5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）」が制定されました。

現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されています。また、平成19年（2007年）9月に国連で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」や平成20年（2008年）6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策に関する有識者懇談会」が開催されました。

平成21年（2009年）7月には報告書がとりまとめられ、これを受けて翌年1月には、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されました。

### ②施策の方向

#### (ア) 啓発活動の推進

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、市民に対する知識の普及及び啓発を図ります。

#### (イ) 教育の充実

また、学校教育においては、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられて

<sup>71</sup> 同化政策 力を持つ民族が、弱い民族（もしくは集団）に対して自らの文化伝承を受け入れるよう強いる政策をいう。

<sup>72</sup> ウタリ アイヌ語で同胞という意味。アイヌとは「人間」という意味で、神々という意味の「カムイ」に対する。

おり、引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するとともに、教職員の研修を推進します。

## (13) 刑を終えて出所した人

### ①現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、本人に強い更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

### ②施策の方向

#### (ア) 啓発活動の推進

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進します。

#### (イ) 社会貢献活動の協力

特に、毎年7月の「社会を明るくする運動<sup>73</sup>」期間を中心に、あらゆる場を通じた啓発・広報を推進します。

また、保護観察対象者に地域社会の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感、規範意識、社会性の成長を促し、改善更生・再犯防止を図る社会貢献活動<sup>74</sup>の実施については、活動先の確保など、積極的な協力を行います。

## (14) ホームレス

### ①現状と課題

景気の後退が続いていることもあり、自立の意思がありながら、ホームレスになることを余儀なくされている人々が全国各地で増えています。これに伴い、外見などで判断され嫌がらせや暴行の対象になるなどの人権侵害が起きています。

平成19年(2007年)の「人権擁護に



<sup>73</sup> 社会を明るくする運動 鹿屋市では、保護司会・更生保護女性会を中心に実施され、毎年7月1日に出発式を行っている。右写真は、平成23年の出発式の様子。

<sup>74</sup> 社会貢献活動 平成22年4月、法制審議会の「刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えるための法整備に関する要綱」答申に盛り込まれ、法整備が検討されている。更生保護法第51条第2項に定める特別遵守事項に、「社会的活動を一定の時間行うこと」を追加することが求められ、平成24年度から先行実施される。

関する世論調査」によると、ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「通行人等が暴力をふるうこと」を挙げた者の割合が 49.2%、「経済的に自立が困難なこと」を挙げた者の割合が 45.9%と高く、以下「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(35.8%)、「差別的な言動をすること」(29.8%)などの順となっています。

こうした問題を解決するために、ホームレスの人たちを支援するため、平成 14 年(2002 年)7 月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号)」が制定され、同法に基づき、平成 15 年(2003 年)7 月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が作られました。

## ②施策の方向

### (ア)啓発や相談活動の実施

ホームレスの自立を図るためには、制度面だけでなく、地域に暮らす住民全体の理解と協力が必要であることから、近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消を図る啓発活動や相談等の活動に取り組みます。

## (15) 性的指向性と性同一性障害

### ①現状と課題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシャル)をいい、同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向とする差別的扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があとを絶たないのが現状です。

一方、性同一性障害は、生物学的な性(体の性)と性自認<sup>75</sup>(心の性)が一致していない状態をいい、世界保健機構(WHO)<sup>76</sup>の国際疾病分類<sup>77</sup>に位置付けられています。

性同一性障害のある人は、公的な書類(戸籍・住民票・パスポート等)の性別が外見や社会生活上の性別と違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。

こうした性的指向及び性同一性障害者に関し、どのような人権問題が起きていると思うかを聞いた平成 19 年(2007 年)の「人権擁護に関する世論調査」によると、「性的指向及び性同一性障害者に対する理解が足りないこと」を挙げた者の割合が 49.0%と最も高く、以下「差別的な言動をすること」(30.9%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(26.7%)、「職場、学校において、嫌がらせをすること」(24.1%)などの順となっています。

<sup>75</sup> 性自認 人間は、自分の性が何であるかを認識し、多くの場合は確信している。その確信のことを性自認という。

<sup>76</sup> 世界保健機構(WHO、World Health Organization) 世界中の人々の最高水準の健康維持を目的として設立された国際連合の専門機関。

<sup>77</sup> 国際疾病分類 各国や地域の死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、WHOの専門家委員会によって定められた「疾病、傷害及び死因国際統計分類提要」のこと。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおのおのの準分類から構成されている。



平成 16 年（2004 年）7 月から「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）」が施行され、性別適合手術<sup>78</sup>を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。しかし、なお、行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。

また、同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがため社会から制約を受け、様々なトラブルに直面し、精神的な苦痛や差別を受けているという事実もあります。私たちは、性の在り方について固定的に考えるのではなく、性的マイノリティ<sup>79</sup>について正しく理解し、差別や偏見をなくしていくことが大切です。

## ②施策の方向

### （ア）啓発活動の推進

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

## （16）人身取引（トラフィッキング）

### ①現状と課題

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

我が国では、平成 16 年（2004 年）4 月に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 12 月に人身取引の撲滅、防止、被害者保護を目的とする「人身取引対策行動計画」が策定され、平成 21 年（2009 年）12 月に「行動計画 2009」として改定されました。

また、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、平成 17 年（2005 年）6 月に刑法の一部が改正されるなど、関係省庁が協力して取り組んでいます。

## ②施策の方向

### （ア）啓発活動の実施

人身取引に関しては、一層の啓発活動や相談、調査救済活動の取組が求められていることから、その実態やこれを撲滅、防止するための制度等の周知を通じた啓発活動の推進に努めます。

<sup>78</sup> 性別適合手術 Sex Reassignment Surgery (SRS)、又は Gender Reassignment Surgery (GSR) の訳語で、性別再割当手術とも訳される。性自認に合わせて、外科的手術により外性器などの形態を変更すること。一般的には性転換手術 (Sex Change Operation) といわれるが、日本精神神経学会の正式訳語としては「性別適合手術」が用いられている。

<sup>79</sup> 性的マイノリティ 性的少数者。何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人、少数派 (Minority) のこと。同性愛者、両性愛者、半陰陽者 (医学的には「性分化疾患」)、トランスジェンダー (性別移行、性同一性障害を含む) などが含まれると考えられている。

## (17) 風評被害

### ①現状と課題

平成 23 年（2011 年）4 月、法務省は「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」を発表しました。これは、同年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び福島原発事故により、原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊を拒否されたり、ガソリンの給油を拒否されたりといった事案のほか、小学生が避難先の小学校でいじめられるなどの事案があったという報道を受けての対応です。

法務省は、放射能の影響を心配するあまりの行為とはいえ、「根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながる」として、震災に遭った人たちの気持ちを考え、やさしさを忘れず、みんなでこの困難を乗り越えるよう呼びかけています。

また、新型インフルエンザが世界的に流行した平成 21 年（2009 年）には、インフルエンザが発生した学校の職員がタクシーの乗車を拒否されたり、感染していない生徒の家族が病院の診察予約をキャンセルされたりする事案も発生しました。風評被害を懸念する食品業界からの要請もあり、世界保健機構（WHO）は同年、新型インフルエンザの呼称を「インフルエンザ A（H1N1）」に改めています。

平成 22 年（2010 年）には、宮崎県や鹿児島県で発生した口蹄疫により、事業者が取引を断られたり、出入りを禁止されたりする事案が発生しています。畜産が盛んな本市においても、災害等による被害に加えて、風評被害という二次的な被害がいかに恐ろしく悲しいものであるかを経験しています。

風評被害は、事件、事故、災害等が発生した際に、根拠のない噂のために、本来は無関係であるはずの人々までもが損害を受けることをいいます。風評は、正確な情報が伝わらないことが原因となり、人々の不安や疑念が急激に増大して過剰に反応し、人々の間に広く急速に伝播することによって発生するといわれており、感染症の患者等に対する人権問題と異なり、不特定多数の人が被害者となります。

### ②施策の方向

#### (ア) 迅速な啓発活動の実施

風評被害につながるような事件、事故、災害等が発生したときは、事実関係の適正な公表に取り組むなど、風評被害を防止するための啓発活動に迅速に取り組めます。

#### 4 特定職業従事者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠です。

国連 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者<sup>80</sup>の 13 の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしています。

法務省の「平成 22 年中の全国の人権侵犯事件の状況」によると、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件 21,696 件のうち、公務員・教育職員等によるものが 4,739 件と、前年より 1,227 件・34.9%増加しており、高齢者施設、知的障害者更生施設等の社会福祉施設における人権侵犯事件数も過去最高となるなど、特定職業従事者に対する研修等の充実が求められています。

本市において、市職員については、市民生活に密接に関与する基礎自治体の公務員として、常に人権尊重の視点に立って職務を行うことが求められていることから、人権問題に対する正しい認識と豊かな人権感覚を身につけるため、新規採用時の人権研修受講の義務付け、市職員と星塚敬愛園との交流会の実施など、人権に関する研修等を実施し、その資質向上に努めてきました。

また、消防職員、教職員・社会教育関係職員についても、それぞれの機関において人権教育・啓発に関する研修等が行われているところです。

行政職員及び消防職員、教職員・社会教育関係職員に対する研修については、今後も次のとおりその充実に努めるほか、医療・保健関係者やマスメディア関係者など、人権に関するその他の職業従事者についても、職員教育の充実を促します。

##### (1) 市職員及び消防職員

行政職員は、全体の奉仕者として、市民の福祉の向上に直接的に貢献する責務を負っており、当然、人権に配慮した行政を遂行する義務があります。

市職員については、新規採用職員から管理職までの職階に応じ、人権に関する研修機会の充実を図るほか、全職員に 3 年間で 1 回以上の研修受講を義務付けるなど、人権に関する研修の一層の充実や受講者数の拡大を図ります。

また、人権問題についての認識を深めるための取組や情報提供を行うなど、市職員が人権に配慮した職務を実践できるよう人権意識のさらなる高揚に努めます。

地域住民の生命・身体の安全や財産保全の役割を担う消防職員は、市民生活と密接にかかわり、十分な人権擁護の姿勢を求められていることから、市職員に準じた研修を行うほか、鹿児島県消防学校による人権教育・啓発活動を活用するなどにより、研修の一層の充実を図るよう促します。

##### (2) 教職員・社会教育関係職員

教職員は、子どもの人格の完成を目指す業務に従事しており、その教育活動を通じて、子ども

<sup>80</sup> マスメディア (Mass Media) 新聞社、出版社、放送局など、特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の媒体 (メディア) のこと。

の成長・発達に大きな影響を及ぼしています。

教職員については、子ども一人ひとりの人権を大切にされた教育活動の徹底を図るとともに、鹿児島県教育委員会における新規採用職員から管理職までの職階に応じた人権教育・啓発の研修のほか、各学校における人権教育・啓発の研修を行い、教職員の人権意識の高揚に努めます。

社会教育関係職員については、特に人権教育に専門的に取り組むべき立場にあることから、市職員・教職員の研修に加えて、各人権分野におけるより専門的な知識を得られるよう、教育機会の充実を図ります。

### (3) 人権に関するその他の職業従事者

#### ①医療・保健関係者

病院などに勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、理学療法士、作業療法士など市民の生命や健康を維持・増進する業務に従事する者は、病院などの医療現場における患者の人格の尊重やプライバシーへの配慮、インフォームド・コンセント（納得診療）の理念に基づく行動など、人権意識に根ざした行動が求められていることから、これらの医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実を要請します。

#### ②マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは、市民の人権尊重に関わる意思形成に対し、大きな影響力を持っています。人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であることから、関係者の積極的な取組が期待される一方で、プライバシーや人権尊重に十分に配慮した報道や取材活動等を行うことが求められています。

このため、マスメディア関係者に対し、人権に関する情報提供を積極的に行うとともに、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請します。

## 5 総合的かつ効果的な推進

### (1) 実施主体の強化と連携の促進

人権教育・啓発を効果的に推進するために、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって、次のとおり充実・強化します。

#### (ア) 人権擁護委員の支援

各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約 14,000 名配置され、本市においても 12 名が配置されている人権擁護委員<sup>81</sup>の活用が有効かつ不可欠です。人権擁護委員の人材の確保・配置などに配慮するとともに、その活動を支援します。

人権擁護委員が携わる啓発活動としては、人権作文コンテスト、小学生を対象とする人権の花運動や人権教室、人権にかかわる各種月間・週間中の街頭啓発や講演会等が、多種多様な手法で行われており、今後も連携した推進を図ります。

また、小・中学生を対象とした人権作文コンテストについては、小・中学校単位での参加が進むよう、教育委員会を通じて取組の充実を促すとともに、6月1日の「人権擁護委員の日」を中心に、人権擁護委員制度の広報・周知に努めます。

#### (イ) 担当者の育成

本市においては、人権教育・啓発を総括的に担当する専門職員の配置が行われてこなかったことから、専門職員の配置に努めます。

また、国の基本計画により「地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である」とされていることから、担当職員の研修の充実に取り組みます。さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であることから、主体的な取組を促します。

#### (ウ) 人権啓発活動ネットワーク協議会の充実

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされていますが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれます。

特に、地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会<sup>82</sup>」は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っていることから、鹿児島地方法務局鹿屋支局における「鹿屋人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の組織力や活動の充実強化に取り組みます。

また、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会

<sup>81</sup> 人権擁護委員 基本的な人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、法務大臣により委嘱されたボランティア。本市では12名の委員が活動している。右写真は、人権擁護委員らによる人権の花運動開校式（平成23年申良小学校）の様子。

<sup>82</sup> 人権啓発活動ネットワーク協議会 人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている。



教育機関と、鹿児島地方法務局鹿屋支局、人権擁護委員などとの連携の構築に取り組みます。

さらに公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されていることから、こうした団体との連携に努めます。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるよう配慮します。

## (2) 人材の育成及び資料等の整備

人権教育・啓発の実施主体を支え、一層の取組を促す環境を整えるため、地域における人材の育成と資料等の整備について、次のとおり取り組みます。

### (ア) 人材の育成

人権教育・啓発の効果的な推進に当たっては、市民の身近なところで人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、地域や職場における啓発リーダーや研修指導者の育成を図ることとし、各種研修・講座等の充実を図るとともに、国や(財)人権教育啓発推進センターが実施する各種研修の活用を促進します。

### (イ) 資料等の整備

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであり、その整備・充実に努めるとともに、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るという観点から、情報の共有と相互利用に努めます。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備に積極的に取り組みます。

## (3) 相談体制の充実

人権問題に関わる相談は、生活相談、教育相談、医療相談、法律相談等を含んでいることから、相談窓口の明確化に努めるとともに、関係機関との緊密な連携、協力を図り、相談員の一層の資質向上に努め、迅速な対応ができるよう相談体制の充実に努めます。

相談案件の共有、解決方法の調査研究など、市民総合相談室を中心に本市の各所管課との密接な連携により相談体制を構築するとともに、鹿児島地方法務局鹿屋支局、鹿児島県等の関係機関・団体など各所管課が持つ外部のネットワークを相互に活用し、解決力の向上に努めます。

また、人権擁護委員による人権相談制度の周知に努めるとともに、人権侵害が疑われる事案に関しては、人権救済措置<sup>83</sup>の申し出について、鹿児島地方法務局鹿屋支局と連携し、適切な対応を行うよう努めます。

<sup>83</sup> 人権救済措置 法務省の人権擁護機関が、「人権を侵害された」という被害者からの申し出を受けて救済手続きを開始する。援助、調整、説示、勧告など7種類の救済措置を講じるが、関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではない。

いじめを苦しめた自殺<sup>84</sup>など、人権侵犯が殺傷事件や自殺に到る場合があります。本市においては、特に自殺死亡率<sup>85</sup>が高いことを踏まえ、人権侵犯の最悪の結果である殺傷事件や自殺を未然に防ぐという視点から、「自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）」や平成 19 年（2007 年）6 月の「自殺総合対策大綱」の趣旨に配慮しつつ、人権教育・啓発、相談に取り組みます。

#### （４）本市の政策目標との連携

##### （ア）共生・協働の推進

人権問題の発生は、個人の素養の問題だけでなく、家庭や企業など個々の社会の状況によって左右されます。例えば、高齢者に対する差別について、「日常生活において、内向き志向で、趣味や娯楽にあまり取り組んでいないタイプほど、高齢者差別に関与する傾向がある」という調査結果<sup>86</sup>も報告されており、あらゆる世代において、一定の社交性や人と人との絆を確保することが人権問題を抑止する点で有効です。

本市では、総合計画において「共生・協働で進めるまちづくり」を政策目標に掲げ、地域コミュニティの活性化を目指しています。町内会をはじめ、老人クラブ、女性団体、青年団、子ども育成会やボランティア団体など、各種団体に関わりながら、市民の一人ひとりが趣味や娯楽に熱中したり、人と人とのつながりが感じられたりする、いきがいや健康づくりにつながる地域コミュニティづくりに努めます。

地域の交流や市民の絆を生み出すことが、様々な人権問題の抑制につながることを積極的に周知し、地域における取組を促します。

##### （イ）スポーツ活動の振興

本市は、「健康・交流都市かのや」を将来都市像に掲げ、「スポーツ活動の振興」を基本目標に、鹿屋体育大学などの関係機関と連携を図っています。

市民の絆の醸成に当たっては、本市の特色である健康・スポーツを通じた社会参加や交流の促進に努めることとし、広報誌等を活用し、健康・スポーツに取り組む高齢者、障害者、外国人等の積極的な紹介に取り組みます。

---

<sup>84</sup> 自殺 自殺は様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であり、防ぐことができる。「自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちであるが、実際には、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題の外、病気の悩み等の健康問題、介護・看病疲れ等の家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している。自殺に至る心理としては、このような様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまったりという過程を見ることが出来る。また、自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきた。」「自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定、平成 20 年 10 月 31 日一部改正）」

<sup>85</sup> 鹿屋市の自殺死亡率 内閣府自殺対策室「平成 21 年地域における自殺の基礎資料」によると、鹿屋市の自殺死亡率（人口 10 万人当たり死者数）は 28.5 で、鹿児島県の 27.0、全国の 25.8 を上回る。

<sup>86</sup> 高齢者差別に関する調査結果 平成 23 年 10 月 3 日掲載の南日本新聞「論点 高齢者差別のない地域社会へ」による。

## 第5章 基本計画の推進

この基本計画に基づく人権教育及び人権啓発を、総合的かつ効果的に推進するため、市長を長として、副市長、教育長、部長により構成する内部の連絡会を設置します。

連絡会は、人権問題に関する報告・連絡・協議、施策の指示等を行うことにより、人権問題の全庁的理解を高め、人権教育・啓発対策の効果的实施に資するものとし、必要に応じて人権課題毎の専門部会や各課の市民相談業務担当者による連絡会を設置します。関係部課は、この基本計画の趣旨及び連絡会の方針を十分に踏まえ、それぞれの所掌事務との関係の中で各種の施策を積極的に実施するものとします。

また、関係機関・団体との連携に取り組むとともに、鹿児島地方法務局鹿屋支局が所管する鹿屋人権啓発活動地域ネットワーク協議会を活用するなどにより、鹿児島県や民間団体も含めた広域的なネットワークづくりに取り組み、この基本計画に即した諸施策が全市的に推進されるよう努めます。

人権教育・啓発の総括課は、この基本計画に基づく人権教育・啓発が適切に推進されるよう進捗管理を行うものとし、各部課の人権教育・啓発に関する事業を集約した「鹿屋市人権教育・啓発実施計画」を策定し、その進捗状況について定期的な評価及び公表を行います。これにより、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めます。



## 参 考

### 1. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### 2. 鹿屋市人権教育・啓発基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 鹿屋市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、鹿屋市人権教育・啓発基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市が作成する基本計画案について検討を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 人権に関する各種団体に属する者

(2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員として退任した後も、また、同様とする。

(座長及び副座長)

第6条 委員会に座長及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民環境部市民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

### 3. 鹿屋市人権教育・啓発基本計画検討委員会委員

NPO法人 ハンセン病問題の全面解決を目指して「共に歩む会」鹿屋（代表）	松下 徳 二
鹿屋市保育会（会長）	下小野田 寛
鹿屋市国際交流協会（副会長）ソロプチミストかのや	中 野 恵理子
鹿屋人権擁護委員協議会（会長）	西馬場 孝
肝属保護区保護司会鹿屋支部	馬 込 美 幸
鹿児島地方法務局鹿屋支局（支局長）	芝 原 芳 孝
鹿屋市小・中学校校長協会（人権同和教育部会担当）小学校校長	河原橋 和 博
鹿屋市小・中学校校長協会（人権同和教育部会担当）中学校校長	大 堂 裕 治
鹿屋市PTA連絡協議会（代表）	宮 下 恵 子
鹿屋市高齢者クラブ連合会（女性部）	中 垣 都美子
鹿屋市市民環境部市民環境部長	石 神 晃 二
鹿屋市市民環境部市民活動推進課長	森 田 誠
鹿屋市市民環境部市民課長	郷 原 信 一
鹿屋市保健福祉部福祉政策課長	八 代 敏 夫
鹿屋市保健福祉部子育て支援課長	脇 村 和 郎
鹿屋市保健福祉部高齢福祉課長	東 陽 一
鹿屋市保健福祉部健康増進課長	西 久 保 誠
鹿屋市商工観光部商工振興課長	迫 田 弘 美
鹿屋市教育委員会学校教育課長	木佐貫 祥 一
鹿屋市教育委員会生涯学習課長	中 萩 知 治

### 4. 参考文献等

- 法務省『人権教育・啓発に関する基本計画』平成14年3月15日閣議決定（策定）・平成23年4月1日閣議決定（変更）
- 芦部信喜『憲法第三版』岩波書店平成14年9月26日岩波書店
- 衆議院憲法調査会事務局『基本的人権と公共の福祉に関する基礎的資料』平成15年6月5日
- 鹿児島県『鹿児島県人権教育・啓発基本計画』平成16年12月策定・平成23年9月2日一部変更
- 鹿児島県『人権問題と県民の意識』－平成15年度人権についての県民意識調査結果から－
- 鹿児島市『鹿児島市人権教育・啓発基本計画』平成19年1月
- 内閣府『人権擁護に関する世論調査』平成19年8月28日
- 鹿屋市『鹿屋市男女共同参画に関する住民意識調査』平成20年3月
- 霧島市『霧島市人権教育・啓発基本計画』平成20年3月
- 法務省『人権の擁護 平成22年度版』平成22年8月
- 法務省『平成22年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）』平成23年3月11日